

## 第5章 米原市の文化財の保存と活用に関する将来像

### 1. 米原市における文化財の保存と活用の将来像

本市には、伊吹山と霊仙山を水源とする湧水や姉川、天野川、琵琶湖などの「水」に恵まれた自然が豊かな地域が広がっている。

また、伊吹山地と鈴鹿山脈に挟まれた東西に延びる狭い谷、琵琶湖とその岸辺に所在する内湖、これらの地形的要素に囲まれた平野部の存在が、本市ならではの地理的な特色を演出している。狭い谷間は日本の東西をつなぎ、本市が畿内から東国、あるいは東国から畿内へ重要な通過地となる条件を生んだ。伊吹山地の山裾から北上する道は北陸へ、鈴鹿山脈を南下する道は畿内へ、そして湊の機能を持った内湖もまた琵琶湖を介して北陸や畿内へ通じていた。有史以来まさに陸路と湖路が作り出す「巷」として、市域は人々の移動と交流が盛んな地域であったと言える。

このように、自然の象徴である「水」と、人々の活動を支えた道によって作り出された人々のにぎわい、すなわち「巷」は、本市の歴史文化を形作る上で欠かすことのできない要素であり、現代にも受け継がれている。だからこそ「水」と「巷」によって生み出された文化財は、本市の歴史文化を支えているとも言える。これらを過去と現在、そして未来へとつなげていくことは、地域の多彩な魅力や個性を維持し続けることにほかならない。文化財を生かすことで地域が元気になり、結果、文化財を次世代に引き継ぐことができる。

このことは、第2次米原市総合計画に掲げる10年後（令和8年度（2026年度））の将来像「**ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市**」にも整合する。それが示す人と人、地域と地域がつながりながら、全ての市民が互いに認め合い、支え合い、人のぬくもりを感じ、いつまでも自分らしく生き生きと暮らしていくことのできる、豊かな地域社会の創生に寄与できるものとする。つまり、市民が風土に愛着を持ち、将来に渡って「住み続けたい」と思える“**歴史文化が実感できるまちづくり**”を目指していく。

その点からも歴史文化を形成する文化財が生まれ、継承されてきた地域、ここでは地理的な「地域（エリア）」だけではなく、自治会、所有者、活動団体、学校等が中心となる「**地域（コミュニティ）**」（本章以降、特に明記しない場合は「地域」という。）を本計画では重視する。その上で、新たな地域の形成にも取り組んでいく。以上のことから、本市が目指す文化財の保存と活用に関する将来像を次のとおり定める。

〈米原市の文化財の保存と活用に関する将来像〉

『**地域をつなぎ、地域でいかす、歴史文化とともにあるまち まいばら**』

### 2. 文化財の保存と活用の基本的な方向性

将来像を具現化するために、三つの柱を設定する。それは、本市の歴史文化を体現する「**地域**」を中心に、文化財を「**つなぐ**」、文化財を「**いかす**」、そしてそれらを実践していく担い手を「**つくる**」である。その上で「**地域**」と「**地域**」を「**つなぐ**」担い手（つなぎ

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

手)を「つくる」ことで、より文化財を「いかす」ことができる。そして、多くの「地域」と「地域」を「つなぐ」ことで、新しい「地域」を生み出みだすことができる。この循環により市域全体で文化財を「いかす」ことができ、「地域」が元気になり、次世代に「つなぐ」ことができる。

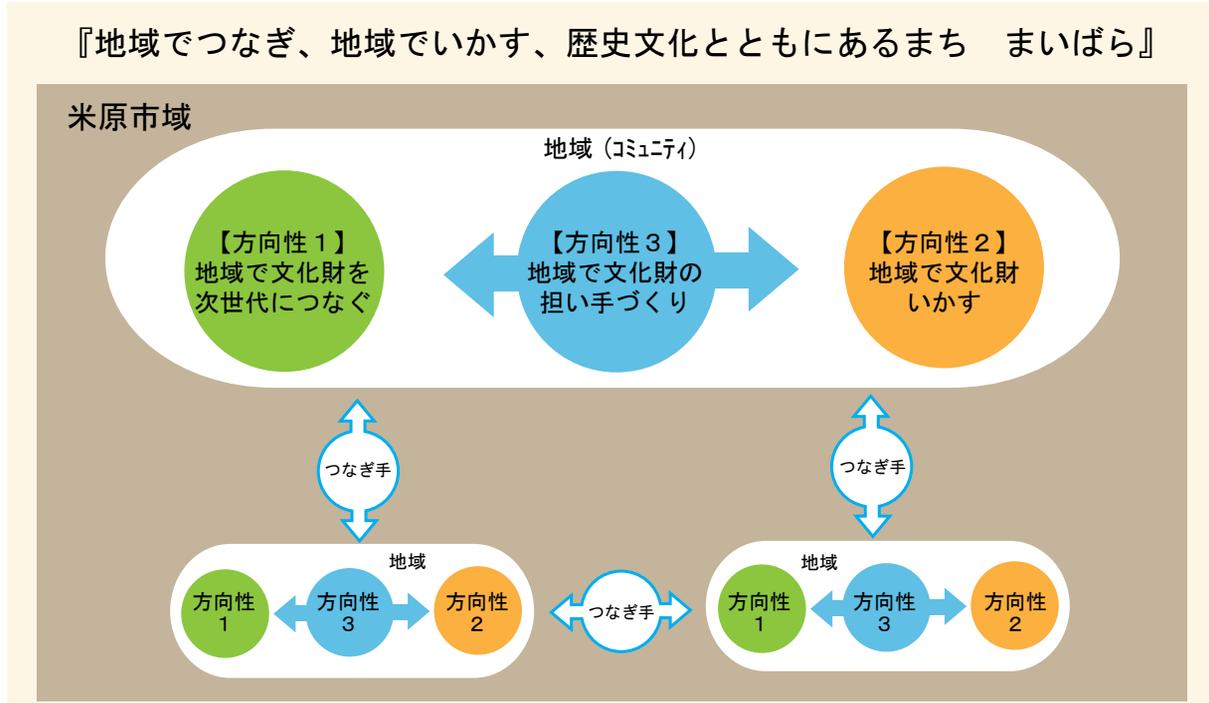


図 5-1 米原市の文化財の保存と活用の将来像のイメージ

### 方向性1 地域で文化財を次世代へつなぐ

地域で継承してきた文化財は、地域で継承していくことが最も良い形である。

そのために本市を形作ってきた様々な文化財の価値を地域で守り、残していけるような仕組みを構築し、次世代へしっかりと文化財をつないでいく。また、その前提として文化財の実態についてはしっかりと把握することに努め、必要に応じて調査も実施していく。

### 方向性2 地域で文化財をいかす

地域の中で生まれ、継承されてきた文化財や文化財とその周辺環境が形作る歴史文化が持つ価値や魅力は、市民を始め多くの人々に理解し、共有してもらうことで、その真価を発揮することにつながる。

そのために、観光振興や地域振興と連動させながら、様々な地域づくりに文化財の活用を図る。これにより、文化財自体の価値や魅力を市内外に発信し、結果として住民の地域への愛着や誇りを育み、豊かな暮らしを実現する。

### 方向性3 地域で文化財の担い手づくり

少子高齢化の進行等の社会環境や生活様式の変化は、文化財を支え、受け継いでいく担い手を減少させた。だからこそ、文化財の保存と活用を将来にわたって推進していくために、継続的に担い手を確保する必要がある。また、文化財の保存と活用の実践を一つの地

域内にとどまらない、地域と地域をつなげる人材（つなぎ手）も併せて確保し、育成していく仕組みを構築していく。

### 3. 文化財の保存と活用の将来像の実現に向けて

本節では、将来像の実現に向け、前節で示した各方向性について課題、方針を整理した上で、適切な措置を示し（第6章～第8章）、更に重点的に取り組む措置を関連文化財群ごとに示す（第9章）。

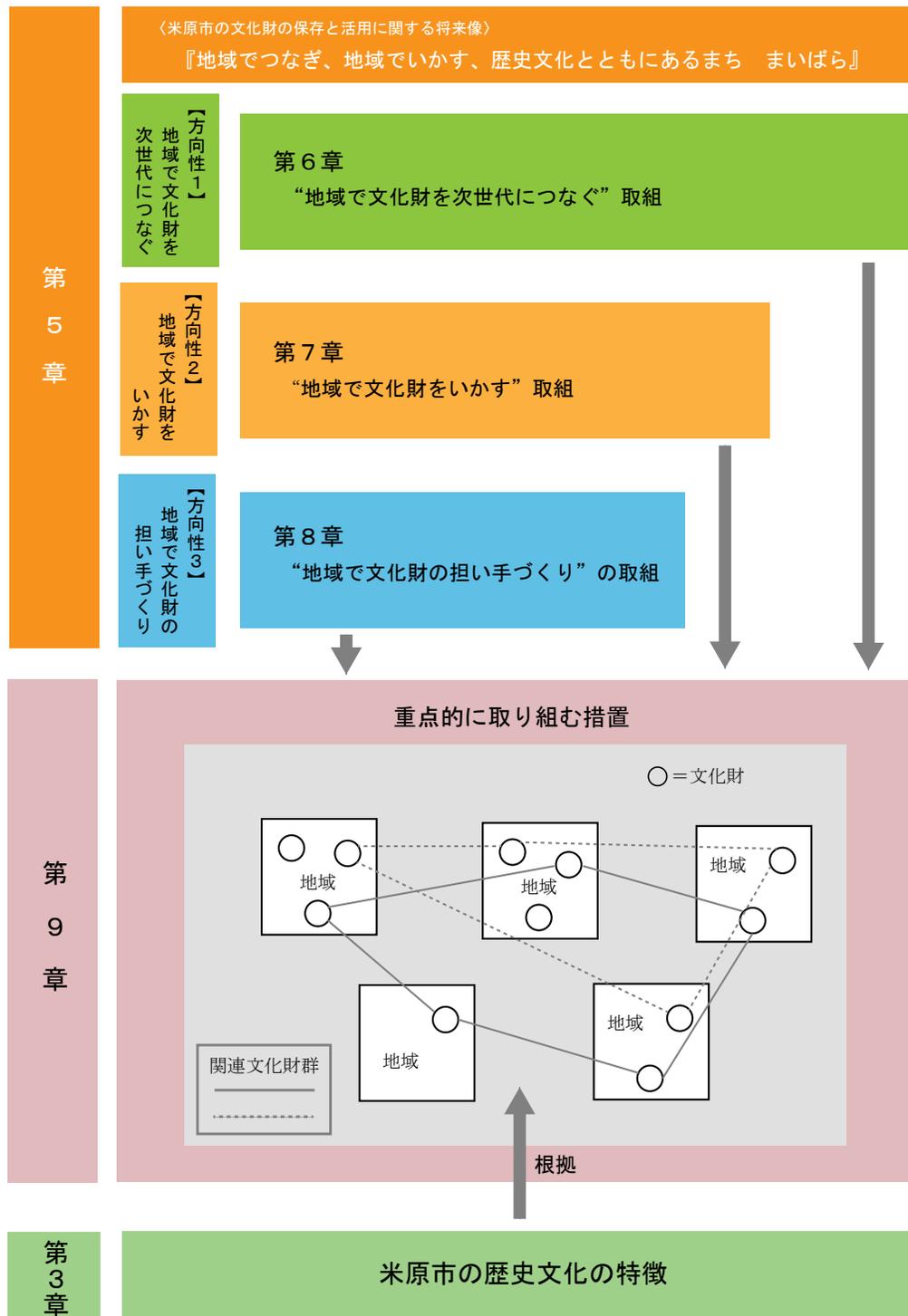


図 5-2 米原市の文化財の保存と活用の将来像の実現に向けたイメージ

## 第6章 “地域で文化財を次世代につなぐ” 取組

市内には、本市を形作り、先人から受け継がれてきた多様な文化財が存在し、様々な市の施策や地域での取組の中でそれぞれの文化財の保存と活用を図ってきた。当然ながら、市内に広範囲かつ多様に存在する文化財は、単独で成立するものではなく、周囲の歴史・自然・地理等の多様な環境である「歴史文化」のもとで成立したものである。従って、これからの文化財の保存と活用の在り方としては、文化財の散逸と滅失を防ぐことだけではなく、人を中心とした地域の活性化もまた必要となる。そのために、不可欠なのは次世代へ向けた継承や文化財を生かしたまちづくり活動の促進である。

前章では、文化財の保存と活用に関する将来像を掲げ、それを具現化するための方向性1～3を設定した。本章では、「方向性1 地域で文化財を次世代へつなぐ」への対応に必要な文化財の把握調査と保存の在り方についてまとめる。

文化財を次世代へつなぎ、残していく上で前提となる最初の1歩は、文化財の全数的な把握調査である。この調査によって文化財の実態を把握し、保存のための手段を選択して、必要であれば詳細調査の実施へとつなげる。第4章で示したこれまでの把握調査の現状と、それを踏まえた保存へつなげるための取組から見えてくる課題を整理し、それらに対応した方針、措置についてまとめる。

## 1. 文化財の把握調査と保存に関する課題

### (1) 文化財の把握調査に関する課題

#### ①文化財類型ごとの把握調査の課題

第4章で整理した文化財の把握調査の状況を踏まえ、その課題を整理すると次のとおりである。

市域の文化財の把握調査の状況は、これまでの国・県、および旧町の把握調査等の取組によって、一定程度充足されている。しかし、有形文化財のうち、建造物（近世民家等）や古文書等の把握状況については、地域間で差が見られる。また、全数調査の実施以降、現状の実態把握が十分ではない。また、無形文化財・民俗文化財については、本計画の作成過程で基礎となる資料を確認、把握しているが、個人で所有している民具や近代産業に関連する道具類、記録類に関しては十分ではないことが明らかになった。

このように文化財類型の課題としては、把握調査から一定年度の年数が経過していることもあり、生活スタイルの変化や気候変動の影響から、現状の把握が十分とはいえない状況が生じてきている。その点を踏まえながら、文化財の類型ごとではなく、文化財の所有、所在の在り方から見ると、課題の本質が浮かび上がってくる。

そこで、改めて文化財の所有、所在の在り方は①寺社、②個人、③地域、それぞれの課題を示すと次のとおりである。

表 6-1 文化財の把握調査状況

		地域			
		山東	伊吹	米原	近江
有形文化財	建造物	○	○	△	△
	美術工芸品	○	○	△	○
無形文化財		-	-	-	-
民俗文化財	有形民俗文化財	△	△	△	△
	無形民俗文化財	○	○	○	○
記念物	遺跡	○	○	○	○
	名勝地	○	○	○	○
	動物・植物・地質鉱物	○	○	○	○
文化的景観		○	○	○	○
伝統的建造物群		○	-	○	-
埋蔵文化財		○	○	○	○
その他		○	○	○	○

○：概ね調査ができている △：更に調査が必要 -：該当なし

有形民俗文化財等が持つ価値が十分に理解されていないことや所有者自身が文化財の存在を認識できていないことがあり、所有者の市外への転出に伴って、家財道具とともに処分されるような状況に直面している事例があり、個人の所有する文化財の把握が十分ではない。

### iii) 地域に所在する文化財

市内に所在する文化財と、文化財の保存と活用の現状を把握するため、市内の107の自治会を対象としたアンケート調査を実施した。それにより自治会で継承されてきた自治会共有文書等の有無や各自治会における指定等の有無に関わらず、文化財に対する意識を把握した（参考資料 173頁）。

その結果を見ると、目録の整理や更なる価値付けなど、整理が更に必要な状況である。

また、地域の近代化や高度経済成長を支えてきた産業に関する文化財においても同様に、産業構造や社会的環境の変化から近年急速に廃業し、滅失の危機に瀕している。

つまり、地域での文化財に対する認識や関心が高くないことから、文化財の存在が顕在化していないことが原因であり、そのために潜在的な文化財が多く存在している可能性が高く、その把握が必要となっている。

## (2) 文化財の保存に関する課題

保存に関する課題として、個別の指定等文化財を今後も継続的に保存していくために必要な保存活用計画の作成が一部にとどまっていることが挙げられる。

また、文化財の収蔵施設が展示公開施設を兼ねていたり、旧町の施設を引き継いでいることや、老朽化が進んでいることに併せ、収蔵の容量が限界を迎えつつある。

そして、従来から文化財の保存の主な主体者であった所有者や地域において、文化財を次世代に残していくための資金調達方法が限られているため、文化財を継承していくことが困難になりつつある。そのため、新たな資金調達方法や支援が求められている。このことは、所有者等へのアンケートから読み取ることができる。

## ②文化財の所有・所在の在り方から見た課題

### i) 寺社に所在する文化財

無住化や檀家、氏子等、地域の宗教活動の担い手の減少に伴って、建造物や所有（所蔵）している美術工芸品の適切な保存管理ができず、散逸・滅失する懸念が生じている。それを防ぐための古文書の把握調査が不足している。

### ii) 個人が所有する文化財

個人が所有してきた家屋や古文

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

(3) 文化財の把握調査と保存に関する課題の総括

前項までの整理を踏まえ、文化財の把握調査と保存における課題を次のように総括する。

**課題1 散逸・滅失のおそれがある寺社や個人、地域所有の文化財の更なる把握が必要である。**

既往の調査から時間が経過し、環境の変化や担い手の減少、関心や認識の低下という社会状況の変化で、実態が不明になっていたり、劣化、滅失が進んでいる。

しかし、その危機に十分対応できていないことが深刻な課題になっている。その原因の一端は、文化財の価値が周知されず、文化財に対する認識や関心が低いことにある。

**課題2 文化財の計画的な保存への更なる対応が必要である。**

指定等文化財を含む文化財の適切な保存や修理の仕組みが整えられていない。そして、その前提となる個別の指定等文化財に対する保存活用計画が必要であるが、その作成が一部にとどまっている。

**課題3 適切に文化財を保存する施設が不足している。**

文化財の収蔵施設が老朽化、分散化しており、収蔵資料の一元的な管理ができていない上に、文化財収蔵施設の収蔵の容量が限界である。

**課題4 文化財の保存のための資金調達が困難である。**

人口減少等から地域活力が低下しているため、所有者や寺社の檀家、氏子、保存会、地域住民等の自助努力に頼った資金調達にも限界があり、維持していくことも困難である。このため、拝観料や補助金以外の資金調達方法の仕組みの構築が必要である。

**2. 文化財の把握調査と保存に関する方針**

前節の把握調査や保存に関する課題を解決するために、第5章で提示した「米原市の文化財の保存と活用に関する将来像」の「方向性1 地域で文化財を次世代につなぐ」を踏まえて方針を整理すると次のとおりとなる。

**方針A. 寺社や個人、地域所有の文化財の把握を進める。** ⇒課題1への対応

寺社や個人、地域所有の文化財に対する認識や関心を高めるために、積極的に文化財の価値を周知していく。それにより、寺社や個人、地域が所有する未知の文化財の掘り起こしを行う。それらに加え、古文書や(古)民家、近代産業遺産を始めとした有形文化財等の把握調査を進めていく。

**方針B. 文化財を継承していくための適切な保存方法を検討し、実施していく。**

⇒課題2への対応

未指定文化財を含めた文化財の詳細な調査を計画的に実施して、その価値を明らかに

序  
章

第  
一  
章

第  
二  
章

第  
三  
章

第  
四  
章

第  
五  
章

第  
六  
章

第  
七  
章

第  
八  
章

第  
九  
章

する。その上で、どのように文化財を保存していくのかを所有者や地域住民、関係部署等を含めて検討し、指定等の措置を図るなど、その対応の実施・支援を計画的に取り組む。

**方針C. 指定等文化財の保存活用計画等の策定を推進する。** ⇒課題2への対応

文化財の保存と活用を図るための必要な事業等を計画的に進め、所有者や地域住民、関係部署等への見える化を行い、同時に所有者等では対応が困難な部分への支援強化を得るためにも指定等文化財の保存と活用の計画等の策定を推進する。

**方針D. 適切に文化財を保存する施設を整備する。** ⇒課題3への対応

各収蔵施設の老朽化への対応や旧息郷小学校の収蔵スペースの拡充、公開機能を持たせる等を含めた整備を行い、活用（展示公開・調査研究・情報発信）への道筋を整える。そして、将来的に文化財の保存と公開が可能な博物館施設の開設を目指す。

**方針E. 文化財を保存・活用していくための資金調達の仕組みを構築する。**

⇒課題4への対応

文化財の維持管理や保存修理、環境整備を円滑に進めていくために、所有者等の経済的負担を軽減するための資金調達の仕組みづくりを進める。その上で活用が図られるように環境を整える。

### 方向性1 地域で文化財を次世代へつなぐ

**課題1 散逸・滅失のおそれがある寺社や個人、地域所有の文化財の把握が不十分である。**

方針A. 寺社や個人、地域所有の文化財の把握を進める。

**課題2 文化財の計画的な保存への対応が不十分である。**

方針B. 文化財を継承していくための適切な保存を検討し、実施していく。

方針C. 指定等文化財の保存活用計画等の策定を推進する。

**課題3 適切に文化財を保存する施設が不足している。**

方針D. 適切に文化財を保存・管理する施設を整備する。

**課題4 文化財の保存・活用のための資金調達が困難である。**

方針E. 文化財を保存・活用していくための資金調達の仕組みを構築する。

図6-1 文化財の把握調査と保存の課題と方針の関係

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

3. 文化財の把握調査と保存に関する措置

前節の課題と方針に対応するため、次の措置（表6-2）を設定し、取り組んでいく。

措置に伴う事業は、令和6年度から実施していくが、実施時期・期間については、対象となる文化財によって現状に違いがあることから、緊急性等を考慮しながら設定した。

なお、財源については、市の単費、県の補助金、国の補助金（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、民間資金、その他を活用していく。

表6-2 文化財の把握調査と保存における措置

No.	課題	方針	関連方針	措置	内容	新規・継続	取組主体			実施期間						関連団体等	関係課	財源
							地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10	R11-15			
1	1	A		文化財の価値周知事業	市内に所在する文化財の紹介・普及を通じて個人所有の文化財に関する情報の収集や掘り起しを行い、文化財の把握につなげていく。	継続			◎									市単費
2	1	A		古民家実態把握調査事業	基礎調査から長期間経過しているため現状の把握調査を実施する。	新規			◎									国補助金 市単費
3	1	A		寺社における古文書等把握調査事業	寺社に所蔵・保管されている古文書等の把握調査を実施する。	新規	○	◎	◎									市単費
4	1	A		自治会共有文書の把握調査事業	自治会共有文書の内容・保管状況を把握する調査を実施する。	継続	○	◎	◎									国補助金 市単費
5	1	A		個人所有文書の把握調査事業	個人が所有する文書の内容・保管状況を把握する調査を実施する。	新規		◎	◎									市単費
6	1	A		近代産業遺産把握事業	地域の特徴を示す近代産業遺産の把握調査を実施する。 ・ 鉄道 ・ 鉱山（石灰・セメント） ・ 養蚕、真綿 ・ 石工	継続	○	○	◎									市単費
7	2	B	C	文化財保護審議会の開催	文化財の適切な保存と活用のための指導と指定の推進、助言を行うため、文化財保護審議会を開催する。	継続	○	○	◎									市単費
8	2	B	C	文化財の指定推進事業	調査を実施し、価値を明らかにすることで、指定文化財とする。これにより市内の文化財の保存を図る。	継続	○	◎	◎									市単費
9	2	C	B	指定文化財の保存活用計画策定事業	市内の指定文化財の個別の保存活用計画の策定を順次行っていく。	継続	◎	○	◎									国補助金 市単費
10	3	D	B	文化財収蔵施設整備事業	旧息郷小学校の収蔵環境の整備と活用を図る。	新規			◎							財政契約課		国補助金 市単費
11	3	D		文化財公開施設整備事業	資料館、歴史館における展示公開の役割の維持し、適切な文化財の管理を図る。	継続			◎									国補助金 市単費
12	4	E	B C	クラウドファンディング活用事業	文化財の保存・活用事業でクラウドファンディングを活用できるように仕組みを整備する。	新規			◎							シティセールズ課		市単費等
13	4	E	B C	指定文化財保存活動支援事業	指定文化財の保存活動への補助金の交付を行う。	継続	○	◎	◎									国補助金 県補助金 市単費

※課題・方針は第6章・第7章・第8章の課題・方針を示す。なお、関連方針は副次的に他の方針に対して効果があるものを記載している。

※取組主体の◎：主体として取組、○：連携・協力をする、△：協力体制を整える。なお、取組主体の地域には、所有者を含まない。

※実施期間の実線の矢印は単年度で恒常的に実施する事業、破線の矢印は期間を限って取り組む事業を示す。

## 第7章 “地域で文化財をいかす” 取組

第5章では、文化財の保存と活用に関する将来像を掲げ、それを具現化するための方向性1～3を設定した。本章では、「方向性2 地域で文化財をいかす」への対応を中心にまとめる。

### 1. 文化財の活用に関する課題

第4章で整理した現在の取組や、本計画の作成に当たり自治会・所有者等へのアンケートや市内のヒアリングを実施したところ、地域（自治会・所有者・活動団体）の様々な具体的課題が浮かび上がってきた。第5章で示した将来像ならびに「方向性2 地域で文化財をいかす」を踏まえ、それらの課題を整理すると次のとおりとなる。

なお、課題の番号や方針のアルファベットは、前章からの続きで設定する。

#### 課題5 本市の文化財の価値が市民に知られていない。

市内に所在する様々な文化財の価値や情報が市民に十分に届いていないため、地域の特徴を体現している文化財の認識が共有されていない。また、旧町域間の文化財に対する認識の差がある。

#### 課題6 本市の文化財の価値や魅力が市外に発信できていない。

人口減少等から地域活力が低下しているため、地域・市外を含めた幅広い文化財を支える人が必要である。その一つが市外からの文化財の保存や活用に関与してくれる人材である。しかし、関与してくれる協力者を得るための市外への情報の発信が不十分である。

### 2. 文化財の活用に関する方針

前節の活用に関する課題を解決するために、第5章で提示した「米原市の文化財の保存と活用に関する将来像」の「方向性2 地域で文化財をいかす」を踏まえて方針を整理すると次のとおりとなる。

#### 方針F 市内の文化財、歴史文化の魅力の発信を進める。 ⇒課題5への対応

文化財を効果的に活用していく第一歩として、地域住民や所有者等に文化財の価値を十分に知ってもらうことが不可欠である。このため、歴史講座や市役所の持つ行政放送等の広報媒体を活用した情報発信を行い、歴史文化の魅力や価値の周知に努める。

#### 方針G 市外へ向けた文化財、歴史文化の連携と情報発信を進める。 ⇒課題6への対応

本市の持つ文化財や歴史文化の魅力や価値を、市内はもとより市外へ効果的発信するために、県内近隣市町、県境を越えた岐阜県側の市町との広域的な連携を進め、市内で

完結しない、同じような歴史的な背景や地形・地質的な特徴を有する文化財を有機的につなげる仕組みを構築する。それにより、本市への来訪者や文化財の保存・活用への協力者を増やす。また、現代のデジタル社会の進展により、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等のデジタル技術を活用した情報発信の取組を進める。

方向性2 地域で文化財をいかす

課題5 本市の文化財の価値が市民に知られていない。

方針F. 市内の文化財、歴史文化の魅力の発信を進める。

課題6 本市の文化財の価値や魅力が市外に発信できていない。

方針G. 市外へ向けた文化財、歴史文化の連携と情報発信を進める。

図7-1 文化財の活用における課題と方針の関係

3. 文化財の活用に関する措置

前節の文化財の活用の課題と方針を踏まえ、取り組むべき措置についてまとめた（表7-1）。

措置に伴う事業は、令和6年度から実施していくが、実施時期・期間については、対象となる文化財によって現状に違いがあることから、緊急性等を考慮しながら設定した。

なお、財源については、市の単費、県の補助金、国の補助金（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、民間資金、その他を活用していく。

表7-1 文化財の活用に関する措置

No.	課題	方針	関連方針	措置	内容	新規・継続	取組主体			実施期間					関連団体等	関係課	財源	
							地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10				R11~15
14	5	F		「地域史（自治会史/学史）」作成支援事業	「地域史（自治会史）」の編さん・刊行に取り組む、自治会や地域団体等への作成に係る調査や助言等の支援事業を進め、地域で文化財の価値の発信を推進する。	新規	◎	△	◎									国補助金 市単費
15	5	F		（仮称）文化財保存活用地域計画推進協議会の設置・開催	文化財保存活用地域計画の推進と評価、改定を行うため推進協議会を開催する。	新規	○	○	◎								シティール課 自治環境課 政策推進課	市単費
16	5	F		文化財保存活用地域計画の周知事業	文化財保存活用地域計画の周知を図る。	新規			◎									国補助金 市単費
17	5 6	F G	I	米原市歴史講座事業	歴史文化の啓発を図るため、歴史講座を開講する。	継続			◎									市単費
18	5 6	F G		文化財シンポジウム事業	歴史文化に関するテーマを設定し、外部有識者等を招いて、新たな歴史文化の魅力を発信するためにシンポジウムを開催する。	継続			◎									国補助金 市単費

第7章 “地域で文化財をいかす” 取組

No.	課題	方針	関連方針	措置	内容	新規・継続	取組主体			実施期間					関連団体等	関係課	財源	
							地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10				R11~15
19	56	F G		パンフレット等の作成事業	歴史文化の周知を図るため、パンフレットや学校教育の現場や観光促進で使用できる教材等の作成を行う。	継続			◎							びわ湖の素 DMO	シティセール課	国補助金 市単費
20	56	F G		資料館・歴史館における企画展・講座の開催	資料館・歴史館の各館が、歴史文化の活用と発信を図るため、展示・講座の開催を推進する。	継続			◎								広報秘書課	市単費
21	56	F G		広報媒体の活用事業	市の広報紙や行政放送局、市HP等を通じて市内外に情報を発信する。また、新聞・テレビ等のマスメディア機関へ積極的に情報提供し、歴史文化の発信を推進する。	継続	◎		◎							びわ湖の素 DMO	広報秘書課 シティセール課	市単費
22	56	F G H		日本遺産推進事業	日本遺産「琵琶湖とその水辺景観」に関わる構成要素の活用を推進するため、推進委員会と連携して人材育成のための講座や研修を実施する。	継続	○	○	○							びわ湖の素 DMO	シティセール課	県補助金 市単費
23	678	G I J	H	大学等学術機関との連携事業	大学等の学術機関との調査・研究等および担い手育成講座等の実施で連携を図る。	継続		○	◎							大学機関		市単費
24	568	F G J		学校への郷土学習支援事業	市内の小中学校を対象として、地域の歴史や文化財、自然といった郷土を学ぶ機会の充実と促進を図る。	継続	◎		◎							小中学校 コミュニティ・スクール	学校教育課	市単費

※課題・方針は第6章・第7章・第8章の課題・方針を示す。なお、関連方針は副次的に他の方針に対して効果があるものを記載している。  
 ※取組主体の◎：主体として取組、○：連携・協力をする、△：協力体制を整える。なお、取組主体の地域には、所有者を含まない。  
 ※実施期間の実線の矢印は単年度で恒常的に実施する事業、破線の矢印は期間を限って取り組む事業を示す。

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

## 第8章 “地域で文化財の担い手づくり”の取組

第6章では「方向性1 地域で文化財を次世代につなぐ」、第7章では「方向性2 地域で文化財をいかす」を対象とし、課題、方針を整理し、措置を示した。本章では、「方向性3 地域で文化財の担い手づくり」を対象とし、第5章で掲げた将来像を具現化するための対応をまとめる。

適切な実態把握と保存が図られ、地域で活用することによって真価を発揮した文化財は、それに関わる担い手を育て、増やしていくことで持続的に次世代へ残していくことが可能となる。文化財を次世代へつないでいく上で必要なことは、文化財の把握調査と適切な保存（方向性1）を前提とした活用（方向性2）と担い手育成（方向性3）のサイクルを回していくことである。

### 1. 文化財の担い手づくりに関する課題

第4章で整理した現在の取組や本計画作成に当たり自治会・所有者へのアンケートや庁内のヒアリングの結果から、地域（自治会・所有者・活動団体）の様々な具体的課題が浮かび上がってきた。そこで第5章で示した将来像ならびに「方向性3 地域で文化財の担い手づくり」を踏まえ、それらの課題を整理すると次のとおりとなる。

なお、課題の番号や方針のアルファベットは、前章からの続きで設定する。

#### 課題7 行政や文化財所有者、活動団体等の種々の取組の相乗効果が小さい。

##### ①市役所内の関連部署の連携が不足している。

歴史、文化等に関わる部署の相互連携や情報共有が不十分であるため、観光振興・地域振興・環境保全等の分野で実施している取組や課題に対し、重複等が生じており、効果が限定的である。

##### ②文化財の所有者や活動団体を含めた地域間の交流・連携が不十分である。

行政を中核にして所有者や保存団体が、個々に文化財の保存と活用に取り組んできたため、文化財所有者の保存と活用の情報の共有や地域間の積極的な連携が進んでいない。

#### 課題8 文化財を保存・活用する人材が減少・不足している。

少子高齢化や人口流失等、社会環境や生活環境の急激な変化によって地域活力の低下が著しい。そのため従来の形では、祭礼等の伝統行事の担い手の減少や文化財の管理者の不在化等により、文化財を継続的に保存していくことが困難になっており、活用までに至っていないことが多い。結果、文化財の保存と活用を担う次世代が、文化財やその価値を知る機会が減少している。また、文化財の価値を市内外へ発信できる人材が不足している。

## 2. 文化財の担い手づくりに関する方針

前節の担い手づくりに関する課題を解決するために、第5章で提示した「米原市の文化財の保存と活用に関する将来像」の「方向性3 地域で文化財の担い手づくり」を踏まえて方針を整理すると次のとおりとなる。

### 方針H. 市役所内の関連部署との連携を推進する。 ⇒課題7への対応

歴史文化を生かしたまちづくりを進めるために、現在、市役所内の各部署で歴史文化を生かし、地域と連携する様々な事業が展開されているが、関係部署間の情報共有を図り、連携を深める仕組みづくりを構築することで事業の効果的な実施を推進する。

### 方針I. 文化財の所有者や管理者、地域間の連携と仕組みづくりを推進する。

⇒課題7・8への対応

文化財所有者等と行政、行政と地域の関係だけではなく、文化財所有者間、地域間、活動団体間の連携、情報共有を図ることで、保存と活用のノウハウの共有や新しい取組の促進を図り、文化財を活用した地域づくりの基礎につなげる。

### 方針J. 文化財を保存・活用する担い手の育成を進める。 ⇒課題8への対応

文化財の保存と活用の担い手の育成を進めるために、文化財を知ってもらうための歴史講座やシンポジウム等の啓発事業を行うとともに、学校教育の郷土学習の場へ出前事業等を利用して積極的に支援するなど、担い手となる入口を広げる取組を進める。

学校と地域を結んだ取組であるコミュニティ・スクール事業を活用して、地域と学校のつながりの中に、文化財の担い手育成という観点を盛り込むなど、学校—地域—文化財のつながりを深めていく。

### 方針K. 文化財の価値を伝え、PRできる人材を育成する。 ⇒課題8への対応

観光ボランティアガイド協会を始めとする歴史文化の活用に取り組む団体や地域（エリア）でまちづくりに取り組む団体を対外的な情報の発信の担い手として育成する。そのために、滋賀県立大学等の専門機関やルッチまちづくり大学等と連携しながらスキルアップを図る。そして実践の場としてコミュニティ・スクール事業を活用し、経験値を上げていく。また、文化財の保存と活用を担う次世代が、文化財やその価値を知る機会場の場としても充実させていく。

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

方向性3 地域で文化財の担い手づくり

課題7 行政や文化財所有者、活動団体等の種々の取組の相乗効果が小さい。

- ①市役所内の関連部署の連携が不足している。
- ②文化財の所有者や地域、活動団体等における交流・連携が不十分である。

方針H. 市役所内の関連部署との連携を推進する。

方針I. 文化財の所有者や管理者、地域間の連携と仕組みづくりを推進する。

課題8 文化財を保存・活用する人材が減少・不足している。

方針J. 文化財を保存・活用する担い手の育成を進める。

方針K. 文化財の価値を伝え、PRできる人材を育成する。

図8-1 文化財の担い手づくりにおける課題と方針の関係

3. 文化財の担い手づくりに関する措置

前節の文化財の活用と担い手づくりの課題と方針を踏まえ、取り組むべき措置についてまとめた(表8-1)。

措置に伴う事業は、令和6年度から実施していくが、実施時期・期間については、対象となる文化財によって現状に違いがあることから、緊急性等を考慮しながら設定した。

なお、財源については、市の単費、県の補助金、国の補助金(文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等)、民間資金、その他を活用していく。

表8-1 文化財の担い手づくりに関する措置

No.	課題	方針	関連方針	措置	内容	新規・継続	取組主体			実施期間					関連団体等	関係課	財源	
							地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10				R11~15
25	7	H		(仮称)庁内における文化財保存活用の推進のための会議の開催	庁内における歴史文化に関する課題の解決を図るため、関連部署との情報共有と意志の統一を目的とした会議を開催する。	新規			◎								シティース課 自治環境課 政策推進課	市単費
26	7	I		(仮称)文化財保存活用団体懇談会の設置と開催	市内文化財保存活用団体の相互の連絡・情報共有の場として懇談会を設置、開催する。	新規	◎		○									市単費
27	7	I		(仮称)文化財所有者等懇談会の設置と開催	市内文化財所有者同志の情報・課題の共有の場として懇談会を設置、開催する。	新規		◎	○									市単費
28	7 8	I J K		地域学芸員育成事業	「地域学芸員」制度を設け、人材の育成を図るために出前講座を利用した歴史文化財の講座や文化財調査実習等を行う。	新規			◎								シティース課 自治環境課	市単費
29	8	J K		ルッチまちづくり大学との連携推進事業	ルッチまちづくり大学へ講師として支援を行い、担い手育成を行う。	継続			◎									市単費
30	8	J K	I K	文化財の伝承者育成事業	無形民俗文化財をはじめとする文化財の伝承者の育成への協力・支援(記録映像作成等)を図る。	新規	○	○	◎									国補助金 県補助金 市単費 民間資金

※課題・方針は第6章・第7章・第8章の課題・方針を示す。なお、関連方針は副次的に他の方針に対して効果があるものを記載している。

※取組主体の◎:主体として取組、○:連携・協力をする、△:協力体制を整える。なお、取組主体の地域には、所有者を含まない。

※実施期間の実線の矢印は単年度で恒常的に実施する事業、破線の矢印は期間を限って取り組む事業を示す。

第9章 重点的に取り組む文化財の保存と活用

1. 重点的に取り組む措置の考え方

第5章では、「米原市の文化財の保存と活用の将来像」とそれ実現するための方向性1～3を整理した。それに基づき、第6章から第8章では、把握調査から担い手づくりまでの文化財の保存と活用に関する課題、方針を整理し、主に市域全体に対する措置を設定したところである。

一方、本計画の対象が10年間という限られた期間であることを踏まえた場合、その効果を効率的に生み出し、広げていく方策も必要となる。そこで本章では、効果を効率的に生み、広げていく基礎・起点として、特に注力すべき地域・文化財をまず選定する。そして、それらを中心に置き、重点的かつ先行的に講じていく措置について整理をする(図9-1)。

その選定においては、文化財の保存と活用の取組が既に開始され、進んでいること、その取組に「地域」「所有者」「活動団体」が積極的に関わっていること、保存の観点において早急に対処する必要があることを重視する。また、その重点的な取組によって確認された効果的な措置については、他地域や他の文化財にも順次波及・展開させていくこととする。

2. 関連文化財群をととした重点的な取組

(1) 関連文化財群とその設定意図

重点的に取り組む措置は、米原市の歴史的な背景を生かしつつ、文化財を一体的かつ効果的に守り、後世へ継承していくために設定する必要がある。また、広域的な連携を生み出し、文化観光への活用につなげ、高い効果を生み出していく必要もある。

上記の必要性を満たすために本計画では「関連文化財群」の枠組みを活用する。

「関連文化財群」は、一つ一つの文化財を個別に守るだけでなく、関連する文化財や周辺環境等を含めて文化財群として捉えることで、これらを一体的に守り、生かしていくことができる。つまり、関連文化財群の考え方をを用い、市域に所在する多様な文化財を、第3章で整理した歴史文化の特徴に基づくテーマ

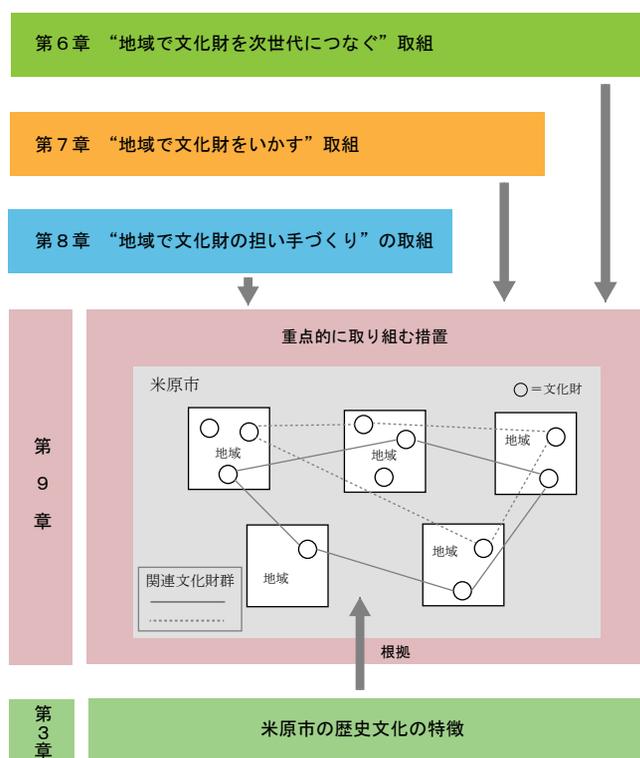


図9-1 文化財の保存と活用の重点的措置のイメージ

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

やストーリーに位置付けることで、文化財をまとまりを持って扱うことが可能となる（図9-1）。それは、地域の住民にとっても、市外から訪れる人にとっても文化財の価値を単体からではなく、複数の集合体として捉え、本市の歴史文化を理解することを助けてくれる。

上記のような効果が期待できることから、本計画では「関連文化財群」を活用することで、文化財の一体的な保全と継承、文化観光等へつなげ、高い効果の創出を目指すこととする。

（2）関連文化財群について

本市の歴史文化の特徴は「水」と「巷」の二つがテーマに集約することができる。「関連文化財群」はこれらのテーマをベースとし、今後、10年間に重点的に取り組む保存と活用の枠組みとして設定した（図9-2）。

「関連文化財群」は、先進的な取組を開始している地域や保存の観点において早急に対処する必要がある文化財等を意識して設定した。そのため、本市の歴史文化の特徴を全て網羅したものにはなっていない。本計画で取り扱われなかった歴史文化の特徴に関わる文化財群は、次期計画において設定し、取り扱うこととしたい。

次項においては具体的な関連文化財群について、前章で整理をした課題と方針、措置を踏まえた上で、関連文化財群を構成する文化財固有の課題・方針を示し、具体的な措置についてまとめた。

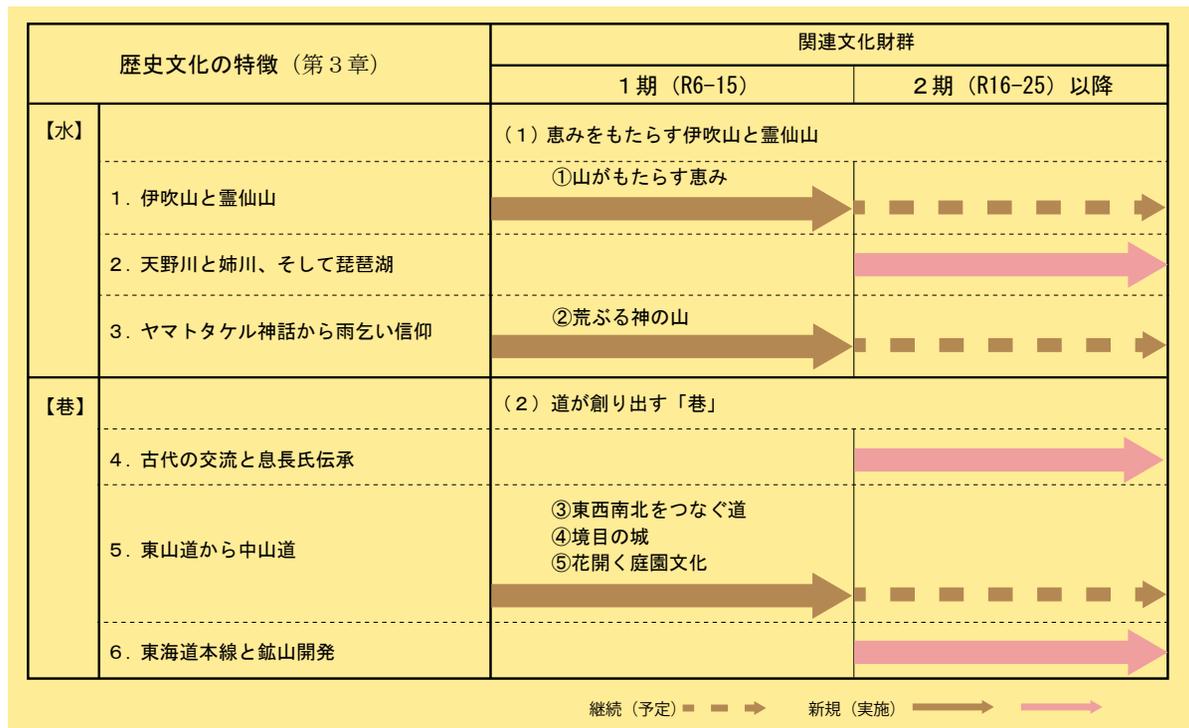


図9-2 関連文化財群の設定

### 3. 具体的な関連文化財群と重点的に取り組む措置

#### (1) 恵みをもたらす伊吹山と霊仙山

##### ①山がもたらす恵み

伊吹山と霊仙山は主に石灰岩で構成されており、伊吹山頂には、全国的にも希少な山地草原が発達し、多様な植物が群生する草原植物群落が広がっている。山が生み出した豊かな水や湧水は、姉川や天野川となって、市域を流れている。流域にはゲンジボタルの発生地や梅花藻、ハリヨ等、地域固有の生物が生息している。一方で、平地は扇状地であるため水不足に悩まされた。それを解決したのが出雲井や三島池、姉川合同井堰等の整備である。また、近江地域では霊仙山を水源とするカナボウと呼ばれる湧水池があり、独特の集落景観を形成している。

更に、伊吹山地においては、姉川の源流域、東草野地域に代表されるように麻織り、石臼、竹刀作り等天然資源や近代に地域の発展を支えた石灰産業の原料である鉱物資源をもたらした。霊仙山麓では良質の木材を利用した木彫産業等が発達したほか、良好な水質からニジマスの養殖場（養鱒場）が設けられた。このほか、伊吹山と霊仙山が生み出した恵みとして、伊吹そばや伊吹大根、マス、湖魚料理などの様々な食文化がある。

表 9-1 「山がもたらす恵み」構成文化財

No.	名称	文化財種別		指定等	所在地
1	長岡のゲンジボタルおよびその発生地	記念物	特別天然記念物	国指定	長岡
2	伊吹山頂草原植物群落	記念物	天然記念物	国指定	上野（伊吹山）
3	醒井峡谷	記念物	天然記念物	国指定	上丹生
4	息長ゲンジボタル発生地	記念物	天然記念物	国指定	能登瀬ほか
5	東草野の山村景観	文化的景観		国選定	甲津原ほか
6	東草野の竹刀製造用具および製品	民俗文化財	有形民俗文化財	県指定	吉槻
7	三島池のカモおよびその生息地	記念物	天然記念物	県指定	池下
8	山室湿原	記念物	天然記念物	市指定	山室
9	セメント関連用具	民俗文化財	有形民俗文化財		春照
10	木彫産業	民俗文化財	有形民俗文化財		上丹生
11	薬草産業	民俗文化財	有形民俗文化財		上野 / 柏原ほか
12	天野川合同井堰	有形文化財	建造物		河南
13	出雲井（姉川合同井堰）	有形文化財	建造物		伊吹
14	井之口円形分水	有形文化財	建造物		井之口
15	間田五川分水	有形文化財	建造物		間田
16	小田分水	有形文化財	建造物		小田
17	姉川発電所跡	有形文化財	建造物		吉槻
18	姉川発電所通水橋	有形文化財	建造物		甲賀ほか
19	石製品・石造物生産地	記念物	遺跡		曲谷
20	イヌワシ	記念物	動物		上野（伊吹山）
21	カモンカ	記念物	特別天然記念物	国指定	上野（伊吹山） / 樽ヶ畑（霊仙山）
22	ハリヨ	記念物	動物		醒井
23	梅花藻	記念物	植物		醒井
24	醒井七湧水	記念物	その他		醒井ほか
25	泉神社湧水	記念物	その他		大清水
26	白山神社湧水	記念物	その他		曲谷
27	奥泉口湧水	記念物	その他		小泉
28	桶水	記念物	その他		小泉
29	ケカチの水	記念物	その他		上野
30	行者の水	記念物	その他		弥高

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

第9章 重点的に取り組む文化財の保存と活用

序章  
第一章  
第二章  
第三章  
第四章  
第五章  
第六章  
第七章  
第八章  
第九章

No.	名称	文化財種別		指定等	所在地
31	白谷・小碓の湧水	記念物	その他		間田 / 春照
32	清滝の湧水池	記念物	その他		清滝
33	加勢野の大堤溜	記念物	その他		池下
34	前沢の湧水	記念物	その他		志賀谷
35	コンコン清水	記念物	その他		高番
36	勝居神社の御手洗	記念物	その他		杉澤
37	カナボウ	記念物	その他		世継
38	豊かな水と宿場町の景観	文化的景観			醒井
39	滋賀県水産試験場付属醒井養鱒場	有形文化財	近代化遺産		上丹生
40	食文化（伊吹そば、湖魚料理など）	民俗文化財			市内全域



◆伊吹山頂草原植物群落



◆井之口円形分水（井之口）



◆伊吹山のニホンジカ



◆山室湿原のサギソウ（山室）



◆東草野の山村景観（甲津原）



◆泉神社の湧水（大清水）

【課題】

伊吹山頂草原植物群落が、ニホンジカを中心にした食害により壊滅的な被害が生じており、文化財としての価値が損なわれる危険に瀕している。同様に霊仙山でも、山頂を中心

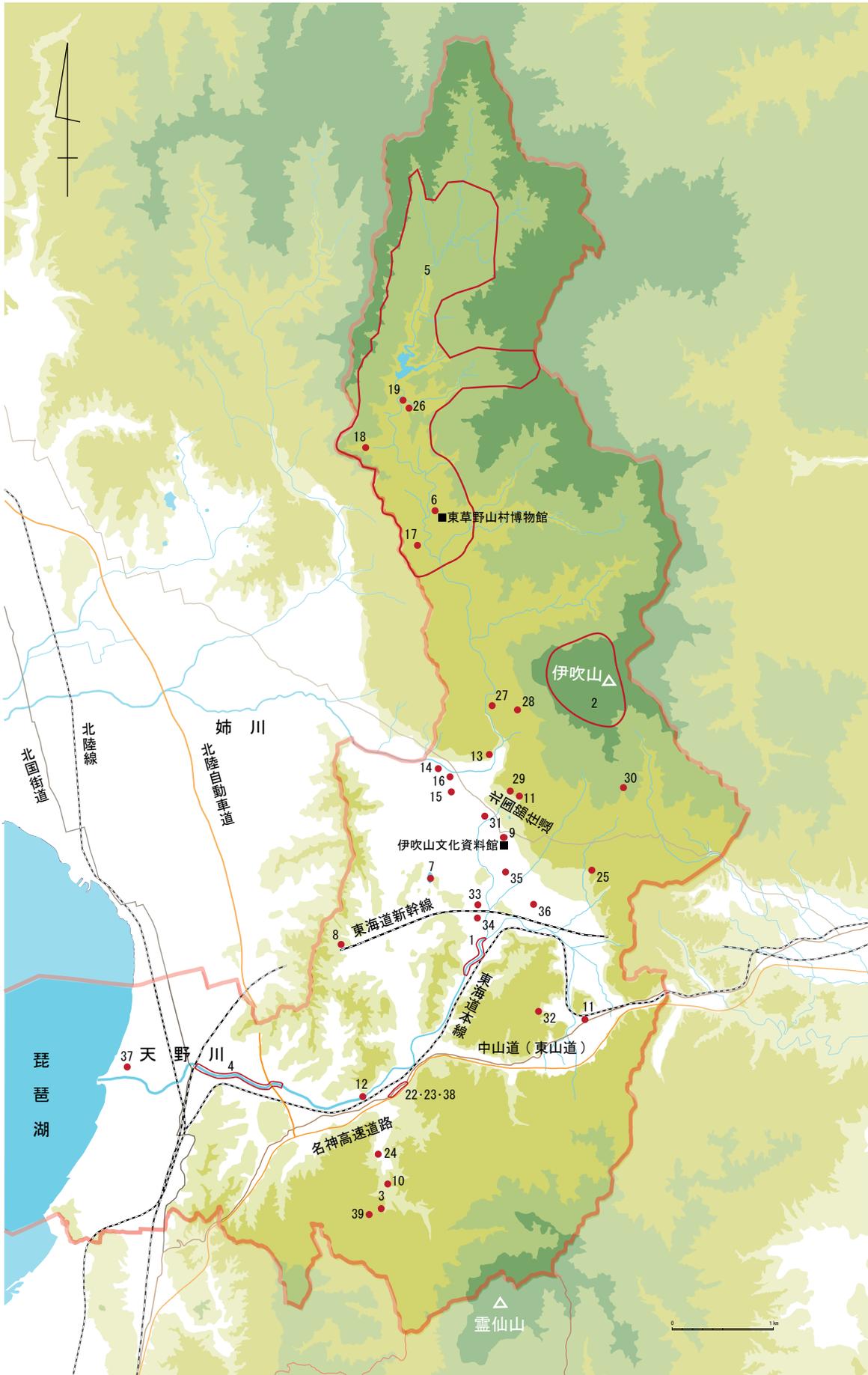


図 9-3 「山がもたらす恵み」の主な構成文化財

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

にニホンジカの食害により自然景観に変化が生じたり、三島池では、生態環境の変化が著しい。これらの近年の急激な環境変化に対して現状の把握が求められている。

また、伊吹山頂草原植物群落を始めとして伊吹山の全体を活用できるように県、市、関係団体等で組織する「伊吹山を守る自然再生協議会」を中心に伊吹山全体の保全の取組が行われているが、日常的な保全や監視ができる人材の育成が必要であり、加えて伊吹山の価値の市内外への発信推進していく必要がある。

東草野の山村景観においては、保存活用計画に沿った修理修景等の取組が必要であり、東草野の山村景観の特徴的な生業である石造物の生産に関する文化財の更なる把握調査が必要である。同様に市域を支えた近代産業（石灰産業・木彫産業）の資料把握も不足している。

【方針】

関係機関や民間保存団体と連携・協力して現状把握・現状保存・人材育成を推進する。その効果をより高めるために関係機関・団体等を通じて市内外に文化財の価値を発信する。

上記の課題解決に向けた方針に基づき、以下の措置を進める。なお、財源については、市の単費、県の補助金、国の補助金（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、民間資金、その他を活用していく。

表 9-2 文化財の保存と活用に関する措置

No.	課題	方針	関連方針	措置	内容	新規・継続	取組主体			実施期間					関連団体等	関係課	財源		
							地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10				R11~15	
31	2	B		植物の植生実態詳細調査事業	伊吹山地・霊仙山地における植物群落の実態詳細調査を実施する。	新規	◎		◎								伊吹山を守る自然再生協議会	自治環境課	国補助金 市単費
32	2	B		植物群落の食害防止事業	食害防止柵等食害防止に有効な方策を検討し、実施する。	継続	◎	◎	◎								伊吹山を守る自然再生協議会	自治環境課	国補助金 民間資金
33	6	G		伊吹山の情報発信事業【No.21と連携】	展示や講演会を通じて伊吹山の魅力を発信する。	継続	◎		◎									広報秘書課 自治環境課	市単費
34	2	B	F G	重要文化的景観の修景等の整備活用の推進事業【No.22と連携】	「整備活用計画」に基づき整備活用事業を実施する。 ・委員会の開催	継続	○	○	◎								東草野まちづくり懇話会		国補助金 市単費
35	2	C	B	石造物生産地詳細調査事業【No.6と連携】	石材の採取地であり石造物の生産地でもある曲谷地区の詳細調査を実施する。	新規	○		◎								東草野まちづくり懇話会 滋賀県立大学		国補助金 市単費
36	2	B		三島池の環境把握事業	三島池周辺の生物詳細調査および環境調査を実施する。	継続	◎		◎								鴨と蛸の里づくりグループ	自治環境課	県補助金 市単費
37	2	B		近代産業の資料把握調査【No.6と連携】	石灰産業や木彫製造用具の把握調査を実施する。	継続	○	◎	◎										市単費

※課題・方針は第6章・第7章・第8章の課題・方針を示す。なお、関連方針は副次的に他の方針に対して効果があるものを記載している。

※取組主体の◎：主体として取組、○：連携・協力をする、△：協力体制を整える。なお、取組主体の地域には、所有者を含まない。

※実施期間の実線の矢印は単年度で恒常的に実施する事業、破線の矢印は期間を限って取り組む事業を示す。

②荒ぶる神の山

伊吹山の別の顔が、『古事記』『日本書紀』に見られるヤマトタケルを退けた荒ぶる神の山である。それは、人の力では解決できない自然の力の象徴である。伊吹山と霊仙山には特徴的なカルスト地形が広がり、修験道の対象となる巨岩や奇岩、滝や洞窟がある。民間信仰では山頂付近の池で雨乞いの祈願が行われ、水源の神として信仰されてきた。山麓の上野や朝日、春照等で行われる太鼓踊りは、伊吹山の水神への返礼の踊りである。また、甲津原の天満神社に御神体として崇敬されている十面の能面も雨乞いのための儀式で使用されたという。磯では、琵琶湖を動き回る様子を表現した蛇の舞が行われていた。番場の竜宮山のように山頂で火を焚き、太鼓や鉦による雨乞いが各地の山上や梓河内の雨壺等で行われており、伝承される雨乞いの儀式が、かつて人々が伊吹山や霊仙山の神を母なる水源として信仰してきたことを物語っている。

表 9-3 「荒ぶる神の山」構成文化財

No.	名称	文化財種別		指定等	所在地
1	弥高寺跡	記念物	史跡	国指定	弥高
2	朝日豊年太鼓踊	民俗文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	国選択	朝日
3	木造獅子頭	有形文化財	彫刻	県指定	伊吹
4	松尾寺跡	記念物	史跡	県指定	上丹生
5	伊吹山奉納太鼓踊	民俗文化財	無形民俗文化財	県選択	上野
6	八幡神社太鼓踊附奴振	民俗文化財	無形民俗文化財	県選択	春照
7	大野木豊年太鼓踊	民俗文化財	無形民俗文化財	県選択	大野木
8	木造天狗面	有形文化財	彫刻	市指定	伊吹
9	能面 10 面	有形文化財	彫刻	市指定	甲津原
10	長尾護国寺山門額	有形文化財	工芸品	市指定	大久保
11	長尾寺縁起書	有形文化財	書跡	市指定	大久保
12	井之口太鼓踊	民俗文化財	無形民俗文化財	市指定	井之口
13	長尾寺跡	記念物	史跡	市指定	大久保
14	太平寺遺跡	埋蔵文化財			太平寺
15	石造地藏菩薩坐像	有形文化財	歴史資料	市指定	醒井
16	延命地藏略縁起	有形文化財	歴史資料	市指定	醒井
17	伊夫岐神社本殿ほか	有形文化財	建造物		伊吹
18	三之宮神社本殿ほか	有形文化財	建造物		上野
19	弥勒堂	有形文化財	建造物		上野(伊吹山)
20	山津照神社の鉦	有形文化財	工芸品		能登瀬
21	オコナイ	民俗文化財	無形民俗文化財		市内
22	蛇の舞	民俗文化財	無形民俗文化財		磯
23	ジャーサン	民俗文化財	無形民俗文化財		磯
24	伊吹山頂カルスト地形(奇石・巨岩)	記念物	地質		上野(伊吹山)
25	霊仙山山頂カルスト地形	記念物	地質		樽ヶ畑(霊仙山)
26	経塚山(霊仙山)	記念物	地質		樽ヶ畑(霊仙山)
27	伊吹山行者場群	記念物	遺跡		上野(伊吹山)ほか
28	ヤマトタケル伝説の居醒水	記念物	遺跡		醒井ほか
29	不動の滝	記念物	その他(雨乞い等の場)		太平寺
30	日撫山	記念物	その他(雨乞い等の場)		高溝
31	太尾山	記念物	その他(雨乞い等の場)		西円寺
32	扇平山	記念物	その他(雨乞い等の場)		西円寺
33	西坂嶽山	記念物	その他(雨乞い等の場)		西坂
34	乙姫さん	記念物	その他(雨乞い等の場)		村木
35	姉池・妹池	記念物	その他(雨乞い等の場)		曲谷

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

序章  
第一章  
第二章  
第三章  
第四章  
第五章  
第六章  
第七章  
第八章  
第九章

No.	名称	文化財種別		指定等	所在地
36	神籠池	記念物	その他（雨乞い等の場）		大清水
37	ぬしの池	記念物	その他（雨乞い等の場）		弥高
38	蓮華寺の蛇池	記念物	その他（雨乞い等の場）		番場
39	お滝	記念物	その他（雨乞い等の場）		柏原
40	大滝	記念物	その他（雨乞い等の場）		大野木
41	お滝さん	記念物	その他（雨乞い等の場）		清滝
42	西谷の滝	記念物	その他（雨乞い等の場）		梓河内
43	十善寺谷	記念物	その他（雨乞い等の場）		大鹿
44	霊水寺本堂ほか	記念物	その他（雨乞い等の場）		梅ヶ原
45	漆ヶ滝	記念物	その他（雨乞い等の場）		上丹生
46	継子穴他（洞穴）	記念物	地質（雨乞い等の場）		上丹生
47	阿弥陀ヶ岳	記念物	その他（雨乞い等の場）		枝折
48	お池他	記念物	その他（雨乞い等の場）		樽ヶ畑（霊仙山）
49	霊仙さん（平林神社本殿ほか）	記念物	その他（雨乞い等の場）		下丹生
50	竜宮山	記念物	その他（雨乞い等の場）		番場
51	雨壺	記念物	その他（雨乞い等の場）		梓河内
52	天の真名井	記念物	その他（雨乞い等の場）		宇賀野
53	天神山のイワシ岩	記念物	その他（雨乞い等の場）		山室
54	青龍の滝	記念物	その他（雨乞い等の場）		番場

【課題】

伊吹山、霊仙山を中心とした山岳信仰の拠点である行場は山中にあり、接近が困難な場所にあることから実態の更なる把握が必要である。

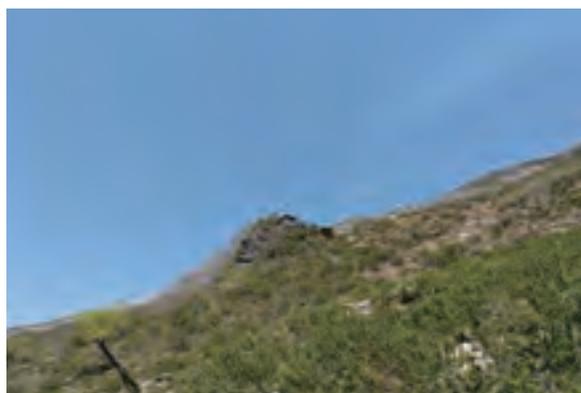
高齢化や人口減少が深刻化している上に、近年は新型コロナウイルス感染症対策として活動を休止するなどの対応がとられているため、太鼓踊りを始めとする無形民俗文化財では、伝統行事の継承が懸念される状況や担い手が不足する状態が生じている。このような現状に加え、雨乞い行事等のように既に継承されていないものも多く存在することを踏まえると、今後は記録として残していく必要がある。また、無形民俗文化財は地域内で守られてきた特性があるため、文化財の価値を外部へ発信できていない。



◆獅子頭（伊夫岐神社蔵 / 伊吹）



◆お池（霊仙山）



◆行導岩（伊吹山）

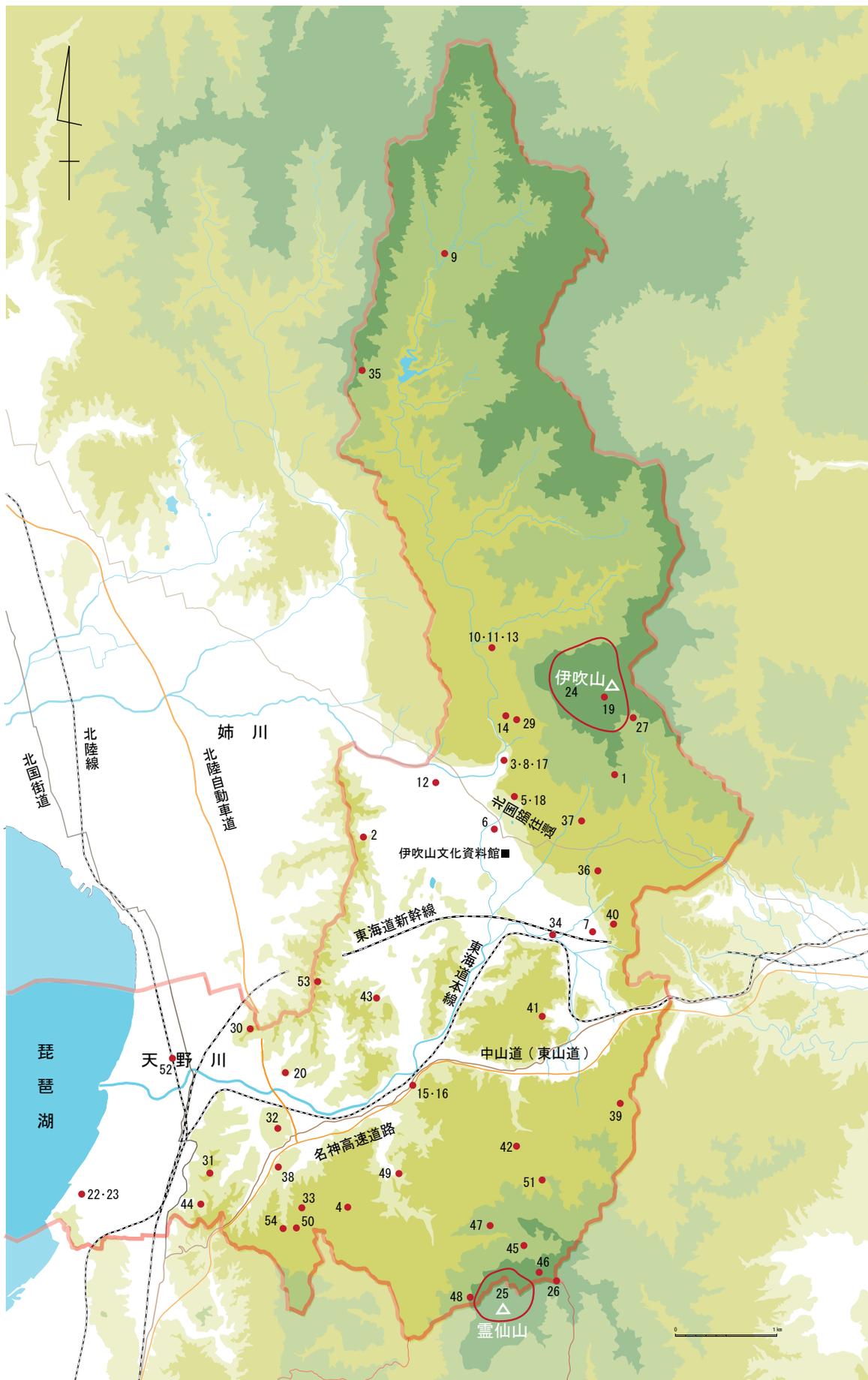


図 9-4 「荒ぶる神の山」の主な構成文化財

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

【方針】

山岳信仰は民間保存団体や研究者を交えて把握調査と記録・収集を行う。また、無形民俗文化財の担い手育成や記録等の収集を行うため、文化財活動団体の交流を促進する。

前述の課題解決に向けた方針に基づき、次の措置を進める。なお、財源については、市の単費、県の補助金、国の補助金（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、民間資金、その他を活用していく。



◆継子穴（上丹生）



◆漆ヶ滝（上丹生）



◆伊吹山奉納太鼓踊（上野）

表 9-4 文化財の保存と活用に関する措置

No.	課題	方針	関連方針	措置	内容	新規・継続	取組主体			実施期間					関連団体等	関係課	財源		
							地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10				R11~15	
38	2	B	J	山岳信仰遺跡所在確認事業	山岳信仰遺跡の記録や調査を実施する。	新規	○		◎							■	地元団体		市単費
39	7 8	I J	K	(仮称)文化財保存活用団体懇談会の設置【再掲】	市内文化財保存活用団体の相互の連絡・情報共有の場として懇談会を設置、開催する。	新規	◎		○								各保存会		市単費 民間資金
40	8	J	I K	文化財の伝承者育成事業【再掲】	無形民俗文化財をはじめとする文化財の伝承者の育成への協力・支援（記録映像作成等）を図る。	新規	○	○	◎										国補助金 県補助金 市単費 民間資金
41	5 6	F G		無形民俗文化財の情報発信事業【No. 21 と連携】	展示や講演会のほか、記録映像などを利用し、無形民俗文化財の魅力を発信する。	新規	○	◎	◎								各保存会	広報秘書課 自治環境課	市単費

※課題・方針は第6章・第7章・第8章の課題・方針を示す。なお、関連方針は副次的に他の方針に対して効果があるものを記載している。  
 ※取組主体の◎：主体として取組、○：連携・協力をする、△：協力体制を整える。なお、取組主体の地域には、所有者を含まない。  
 ※実施期間の実線の矢印は単年度で恒常的に実施する事業、破線の矢印は期間を限って取り組む事業を示す。

(2) 道路が創り出す「巷」

③東西南北をつなぐ道 — 「巷」の展開

滋賀県の東側に連なる伊吹山地と鈴鹿山脈は、東西日本を区切る障壁となっており、伊吹山と霊仙山の麓には、その障壁の隙間とも言える細く伸びる谷間が形成されている。本市から岐阜県関ヶ原町へつながるこの谷間は、最も狭いところでわずか500 mほどの幅しかない。縄文時代には既に人々はこの谷間を行き来し、各地と広く活発な交流をしていた。やがて、その谷間は人の通る道となり、人や物だけでなく、文化さえもが行き交うようになった。そして、日本の東西を結ぶ官道へと発展し、「東山道」や「中山道」と呼ばれるようになった。北国街道、北国脇往還という主要道が北上し、要所に6つの宿場が配置された。これらに加え、湖上交通と伊吹山地・霊仙山地に網の目のように峠道を張り巡らせて、東西南北に四通八達する「巷」が完成する。自然が作り出した細く伸びる谷間が、現代には名神高速道路や東海道新幹線が整備され、日本の交通史上において決して欠かすことのできない物流の大動脈へと成長していくのである。

表 9-5 「東西南北をつなぐ道—「巷」の展開」構成文化財

No.	名称	文化財種別		指定等	所在地
1	柏原宿	伝統的建造物群 / 文化的景観			柏原
2	柏原宿歴史館	有形文化財	建造物	国登録	柏原
3	山本家住宅	有形文化財	建造物	国登録	柏原
4	成菩提院本堂ほか	有形文化財	建造物		柏原
5	絹本著色浄土曼荼羅	重要文化財 (有形文化財)	絵画	国指定	柏原
6	絹本著色聖徳太子像	重要文化財 (有形文化財)	絵画	国指定	柏原
7	絹本著色不動明王二童子像	重要文化財 (有形文化財)	絵画	国指定	柏原
8	金銅雲形孔雀文馨	重要文化財 (有形文化財)	工芸品	国指定	柏原
9	絹本著色普賢十羅刹女像	有形文化財	絵画	県指定	柏原
10	絹本著色兜率天曼荼羅図	有形文化財	絵画	県指定	柏原
11	絹本著色釈迦諸尊集会図	有形文化財	絵画	県指定	柏原
12	大般若経 600 帖	有形文化財	書跡	県指定	柏原
13	木造十一面観音立像	有形文化財	彫刻	市指定	柏原
14	木造不動明王立像	有形文化財	彫刻	市指定	柏原
15	木造毘沙門天立像	有形文化財	彫刻	市指定	柏原
16	北畠具行墓	記念物	史跡	国指定	柏原
17	番の面遺跡	記念物	史跡	市指定	柏原・梓河内
18	旧醒井宿問屋場	有形文化財	建造物	市指定	醒井
19	旧醒井郵便局舎	有形文化財	建造物	国登録	醒井
20	醒井公会堂	有形文化財	建造物	国登録	醒井
21	石造地藏菩薩坐像	有形文化財	歴史資料	市指定	醒井
22	醒井宿	伝統的建造物群 / 文化的景観			醒井
23	醒井地藏盆	民俗文化財	無形民俗文化財		醒井
24	番場宿	伝統的建造物群 / 文化的景観			番場
25	菅原道真腰掛石	記念物	遺跡		番場
26	蓮華寺本堂ほか	有形文化財	建造物		番場
27	松尾寺旧境内地	記念物	史跡	県指定	上丹生
28	米原宿	伝統的建造物群 / 文化的景観			米原
29	米原湊跡	記念物	遺跡		米原
30	米原駅関連標柱	有形文化財	歴史資料		春照
31	米原曳山祭	民俗文化財	無形民俗文化財	県選択	米原
32	青岸寺本堂ほか	有形文化財	建造物		米原
33	角田家住宅・土蔵	有形文化財	建造物	国登録	米原
34	筑摩御厨跡遺跡	埋蔵文化財			朝妻筑摩
35	筑摩御厨跡遺跡出土品	有形文化財	考古資料		三吉

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

第9章 重点的に取り組む文化財の保存と活用

No.	名称	文化財種別		指定等	所在地
36	鍋冠祭	民俗文化財	無形民俗文化財	市指定	朝妻筑摩
37	太鼓山4基	民俗文化財	有形民俗文化財	市指定	朝妻筑摩ほか
38	朝妻湊跡遺跡	埋蔵文化財			朝妻筑摩
39	通船路	記念物	遺跡		箕浦ほか
40	箕浦市場跡	記念物	遺跡		箕浦
41	源頼朝腰掛石	記念物	遺跡		箕浦
42	磯山城遺跡	埋蔵文化財			磯
43	磯山城遺跡出土品	有形文化財	考古資料		三吉
44	木曾義仲鎧掛岩	記念物	遺跡		磯
45	筑摩佃遺跡出土河童型土偶	有形文化財	考古資料		春照
46	藤川宿	伝統的建造物群 / 文化的景観			藤川
47	藤川宿本陣	有形文化財	建造物		藤川
48	藤川宿脇本陣	有形文化財	建造物		藤川
49	春照宿	伝統的建造物群 / 文化的景観			春照
50	北国脇往還道標	民俗文化財	有形民俗文化財		春照
51	北国脇往還道標 2基	民俗文化財	有形民俗文化財		小田
52	旧鳥羽隧道	有形文化財	近代化遺産		菅江
53	千石道	記念物	遺跡		大鹿ほか
54	旧観音坂隧道	有形文化財	近代化遺産		朝日
55	七曲峠	記念物	遺跡		吉槻
56	国見峠	記念物	遺跡		上板並
57	鳥越峠	記念物	遺跡		甲津原
58	新穂峠	記念物	遺跡		甲津原
59	品又峠	記念物	遺跡		甲津原
60	北陸道中山道分岐点道標	民俗文化財	有形民俗文化財	市指定	米原
61	中山道(東山道)	記念物	遺跡		
62	北国脇往還	記念物	遺跡		
63	北国街道	記念物	遺跡		
64	奥伊吹ふるさと伝承館	有形文化財	建造物	国登録	甲津原
65	後鳥羽上皇腰掛石	記念物	遺跡		朝日
66	街道関係資料一式	民俗文化財	有形民俗文化財		柏原 / 醒井
67	流星	民俗文化財	無形民俗文化財	県選択	樋口ほか
68	奴振	民俗文化財	無形民俗文化財	県選択	長沢
69	武家奴振り	民俗文化財	無形民俗文化財		能登瀬
70	蹴り奴振	民俗文化財	無形民俗文化財		宇賀野



◆角田家住宅（米原）



◆源頼朝腰掛石（箕浦）

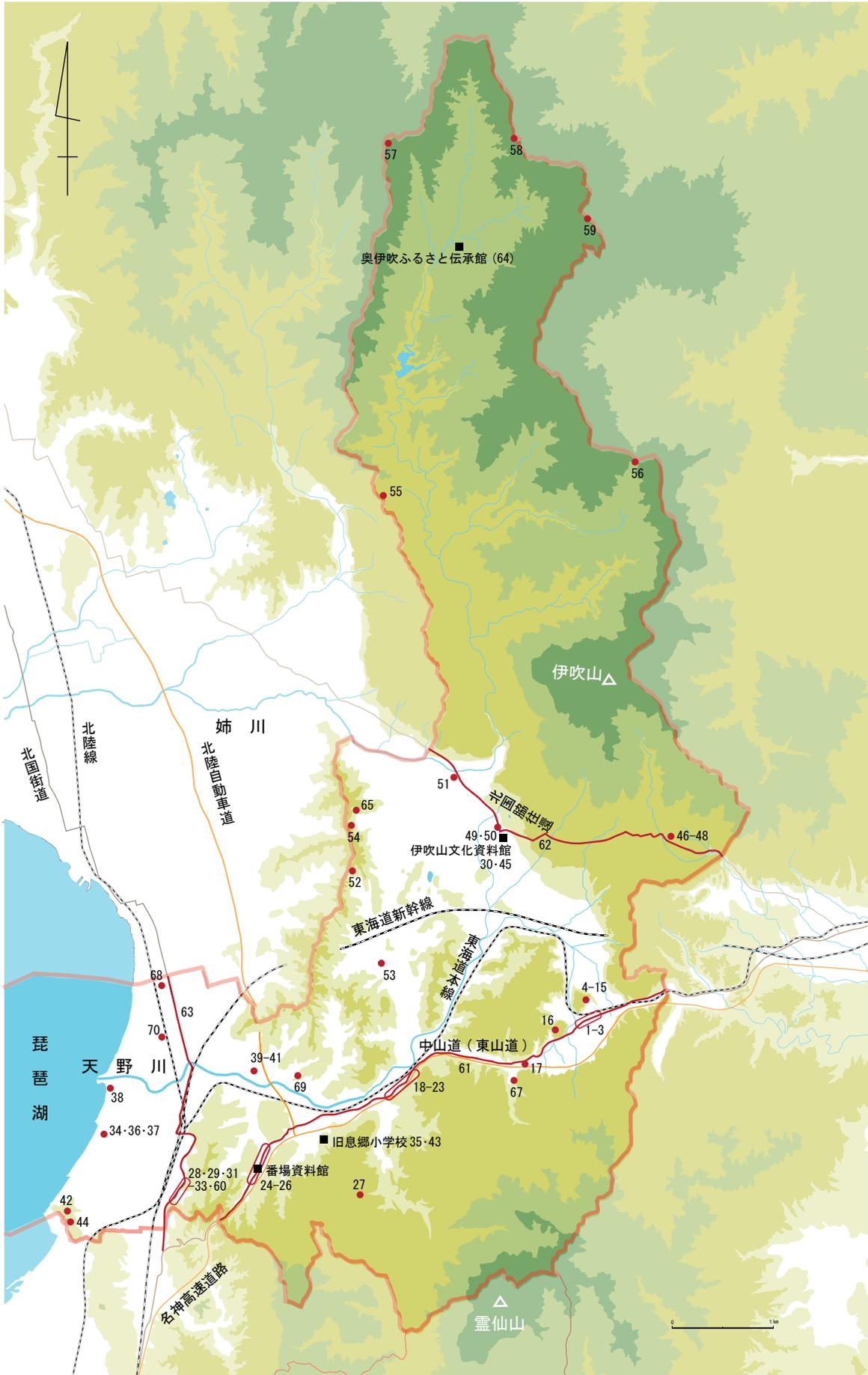


図 9-5 「東西南北をつなぐ道」の主な構成文化財

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章



◆醒井宿資料館（旧郵便局局舎 / 醒井）



◆醒井宿資料館（醒井宿旧問屋場 / 醒井）

【課題】

巷の歴史を今に伝える柏原宿や醒井宿は、合併前に町並み調査を実施しているが、それ以降、景観の変化が著しい。現在、伝統的なたたずまいの民家を中心に空家化が進んでおり、景観が維持できなくなりつつある。また、柏原宿やいと祭、醒井地蔵盆、米原宿の青岸寺を舞台にしたイベントが積極的に開催されているが、トイレ等の便益施設が不足している。そして、市内を通過している街道、それに付随する宿場についての地域学習が伊吹山中学校（北国脇往還）、河南中学校（中山道）等で行われているが、他の市内の小中学校への地域学習の実施の働きかけが必要である。

【方針】

宿場内を中心とした民家や暮らしの詳細記録調査や古文書等の基礎的な調査を実施する。そして、便益施設の整備を通して保存と活用の基盤を構築するとともに街道を活用した事業を支援することで市内外への情報発信を促進する。

上記の課題解決に向けた方針に基づき、次の措置を進める。なお、財源については、市の単費、県の補助金、国の補助金（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、民間資金、その他を活用していく。

表 9-6 文化財の保存と活用に関する措置

No.	課題	方針	関連方針	措置	内容	新規・継続	取組主体			実施期間					関連団体等	関係課	財源		
							地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10				R11~15	
42	2	B		宿場詳細記録調査事業【No.2と連携】	街道沿いの民家と暮らしの記録化する。	新規	○	○	◎								都市計画課	国補助金 市単費	
43	2	B		宿場関連古文書等調査事業	市内の宿場に関する古文書資料等の調査を行う。	継続			◎	■	■	■	■	■				国補助金 市単費	
44	5	F	B	街道学習支援事業【No.19と連携】	街道の魅力を実感し、発信してもらうために学習支援を行う。	継続	◎	○	◎	■	■	■	■	■	■	■	小中学校 コミュニティ・スクール	学校教育課	国補助金 市単費 民間資金
45	5 6	F G	J K	街道活用事業【No.21と連携】	イベントの開催や支援を通じて米原の魅力を発信する。	新規	◎	◎	○	■	■	■	■	■	■	■	びわ湖の素 DMO	シティセールス課	国補助金 市単費
46	6	G	B F	街道沿い環境整備事業	便益施設の整備を行うことで街歩きを促進する。	新規	◎	◎	◎									地域振興課	国補助金 市単費 民間資金

※課題・方針は第5章・第6章・第7章の課題・方針を示す。なお、関連方針は副次的に他の方針に対して効果があるものを記載している。  
 ※取組主体の◎：主体として取組、○：連携・協力をする、△：協力体制を整える。なお、取組主体の地域には、所有者を含まない。  
 ※実施期間の実線の矢印は単年度で恒常的に実施する事業、破線の矢印は期間を限って取り組む事業を示す。

④境目の城 —戦国時代の「巷」

戦国時代には、市域は人や物の往来のみでなく、歴史の分かれ道としての戦の舞台でもあった。地形的な要因からも、古代以降の国の境や勢力圏の境ともなった。特に戦国時代には、この特徴が大いに顕在化している。

北近江の京極氏と南近江の六角氏の南北近江の境目の城は、現在の米原市と彦根市の市境付近に立地する城郭群が相当する。その代表的な城郭が鎌刃城や太尾山城である。その頃の中心的な城郭が京極高濑が整備した上平寺城（苺安城）であり、京極高広の居城であった八講師城である。朝倉氏との同盟を重視して織田信長を見限った浅井長政は、美濃との国境を固めるために上平寺城や長比城等の東山道や後の北国脇往還沿道の城郭を整備した。国境の城郭群である。豊臣秀吉はこの地域の重要性を認識し、有力な家臣であった石田三成に佐和山城を与えた。その秀吉と三成が出会ったのが、朝日の観音寺と言われる。また、秀吉の死後、三成が率いる西軍は東山道を通って関ヶ原に布陣し、東軍の徳川家康と対峙した。

このように、現在の市域の道を通った軍勢が日本の歴史を大きく動かした。狭小な谷間は、日本の大動脈として歴史上、欠くことのできない道であった。

表 9-7 「境目の城—戦国時代の「巷」」構成文化財

No.	名称	文化財種別		指定等	所在地
1	京極氏遺跡—京極氏城館跡・弥高寺跡	記念物	史跡	国指定	上平寺・弥高・藤川
2	上平寺城絵図	有形文化財	絵画	市指定	柏原
3	鎌刃城跡	記念物	史跡	国指定	番場
4	太尾山城跡	記念物	史跡	市指定	西円寺 / 米原
5	長比砦跡	埋蔵文化財			柏原・長久寺
6	須川山砦跡	埋蔵文化財			須川
7	地頭山城跡	埋蔵文化財			南三吉 / 寺倉
8	菖蒲嶽城遺跡	埋蔵文化財			番場 / 梅ヶ原
9	磯山城遺跡	埋蔵文化財			磯
10	朝妻城遺跡	埋蔵文化財			朝妻筑摩
11	横山城遺跡	埋蔵文化財			村居田 / 鳥脇 / 朝日
12	番場城遺跡	埋蔵文化財			番場
13	殿屋敷遺跡	埋蔵文化財			番場
14	新庄箕浦城遺跡	埋蔵文化財			箕浦 / 新庄
15	八講師城遺跡	埋蔵文化財			梓河内
16	枝折城遺跡	埋蔵文化財			枝折
17	松尾寺山砦跡	埋蔵文化財			上丹生
18	観音寺 本堂・鐘楼・窓門	重要文化財（有形文化財）	建造物	国指定	朝日
19	木造伝教大師坐像	重要文化財（有形文化財）	彫刻	国指定	朝日
20	観音寺文書	有形文化財	書跡	県指定	朝日
21	観音寺 本坊	有形文化財	建造物	市指定	朝日
22	絹本着色浄土大曼荼羅図	有形文化財	絵画	市指定	朝日
23	木造千手観音立像	有形文化財	彫刻	市指定	朝日
24	木造阿弥陀如来立像ほか	有形文化財	彫刻		朝日
25	石田三成掟書十三条	有形文化財	書跡	市指定	伊吹
26	石田三成掟書十三条	有形文化財	書跡		柏原
27	道誉桜	記念物	天然記念物	市指定	清滝
28	清滝寺京極家墓所	記念物	史跡	国指定	清滝
29	石造宝篋印塔（土肥元頼墓）	有形文化財	建造物	市指定	番場
30	陸波羅南北過去帳	重要文化財（有形文化財）	歴史資料	国指定	番場
31	北条仲時主従の墓	有形文化財	建造物		番場

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

第9章 重点的に取り組む文化財の保存と活用

No.	名称	文化財種別		指定等	所在地
32	銅鐘	重要文化財（有形文化財）	工芸品	国指定	番場
33	今井氏墓所	有形文化財	建造物		西円寺
34	新庄家墓所	有形文化財	建造物		寺倉
35	石造宝篋印塔（京極満信墓）	有形文化財	建造物	市指定	長岡

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章



◆鎌刃城大櫓復元（河南中学校 / 番場）



◆上平寺城虎口（上平寺）



◆長比砦跡（柏原・長久寺）・須川山砦跡（須川）



◆八講師城遺跡（梓河内）



◆全国山城サミットin米原（平成27年）



◆鎌刃城石垣団子（活用団体が発案したもてなし事業の成果）

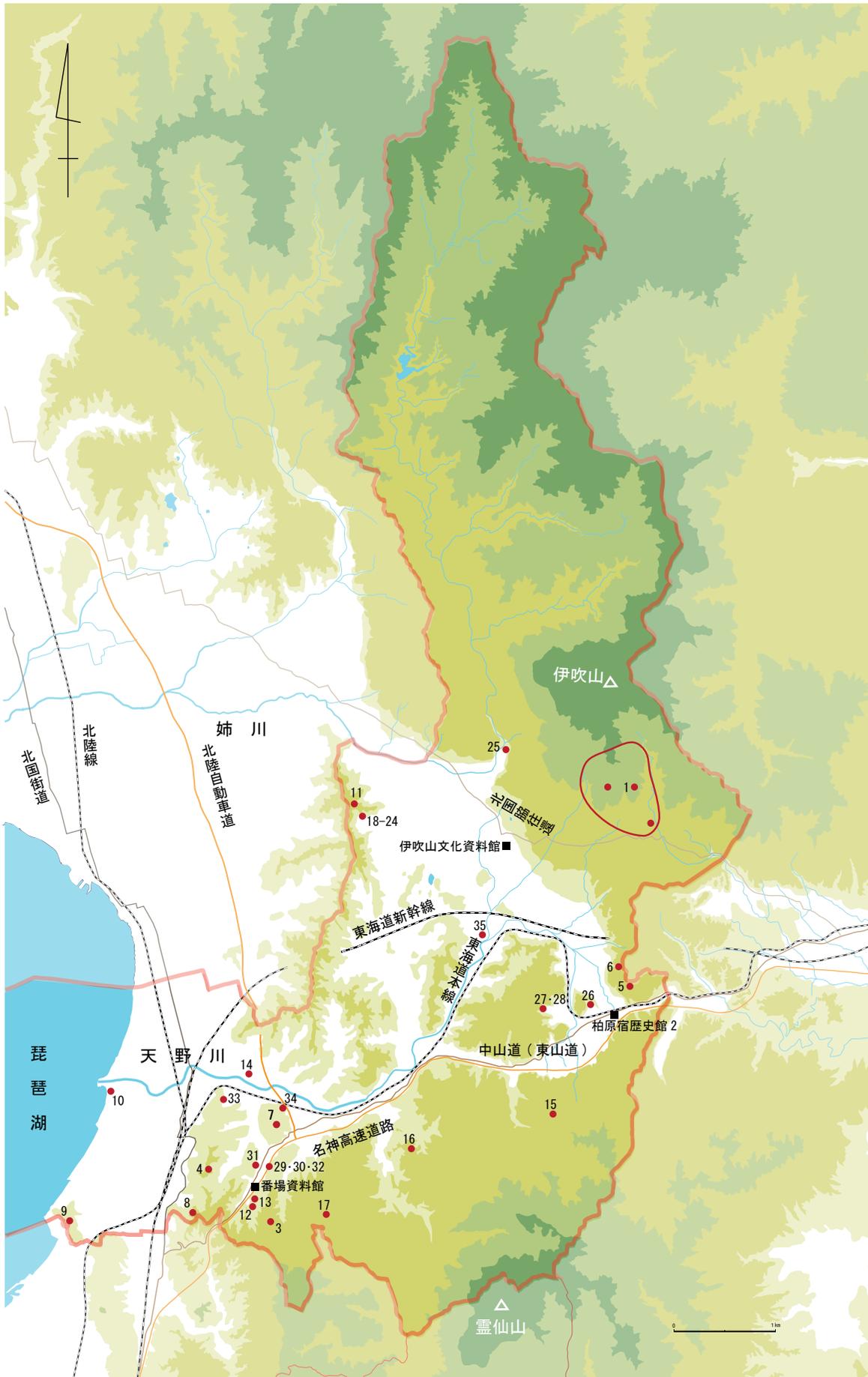


図 9-6 「境目の城」の主な構成文化財

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

【課題】

国指定史跡鎌刃城や国指定史跡京極氏遺跡においては、今後の保存や活用の方向性を体系的に整理した保存活用計画の策定が必要である。また、市域を特徴づける「境目」地域における城の性格や構造を解明するために巨大城郭・八講師城跡の詳細調査が求められている。

そして現在、市域において里山に所在する山城を活用したイベントが盛んであるが、その広がりには市内の一部の地域にとどまっている。

【方針】

各文化財について、保存と活用に向けた取組を推進していくことができるように詳細調査の実施や計画の作成を推進していく。また、地域において城館を活用した事業を支援することで文化財的な価値を積極的に市内外へ発信する。

上記の課題解決に向けた方針に基づき、次の措置を進める。なお、財源については、市の単費、県の補助金、国の補助金（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、民間資金、その他を活用していく。



◆今井氏墓所（西円寺）



◆新庄家墓所（新庄）

表 9-8 重点的に取り組む措置

No.	課題	方針	関連方針	措置	内容	新規・継続	取組主体			実施期間						関連団体等	関係課	財源	
							地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10	R11~15				
47	2	C	B	史跡鎌刃城跡の保存活用計画の策定事業	史跡鎌刃城跡の保存活用計画を策定する。【No.9と連携】	新規	◎	○	◎	→							番場の歴史を知り明日を考える会		国補助金 市単費
48	2	C	B	史跡京極氏遺跡保存活用計画策定事業	史跡京極氏遺跡の保存活用計画を策定する。【No.9と連携】	新規	◎	○	◎	→							上平寺推進委員会 弥高さつま会		国補助金 市単費
49	2	B	C F	八講師城の詳細調査事業	八講師城の発掘調査行い遺跡の詳細を確認する。	新規	◎	◎	◎	→							河内まちづくり委員会		国補助金 市単費
50	2	C	B	重要文化財他観音寺の保存活用計画の策定事業【No.3と連携】	重要文化財観音寺、市指定観音寺本坊の保存活用計画を策定を推進する。	新規	○	○	◎					→			観音寺山を愛する会		国補助金 県補助金 市単費
51	5 6	F G	H K	山城を活用したイベント支援事業【No.21と連携】	イベントを支援することで市内外に魅力を発信する。	継続	◎	◎	◎	→							番場の歴史を知り明日を考える会		国補助金 市単費

※課題・方針は第6章・第7章・第8章の課題・方針を示す。なお、関連方針は副次的に他の方針に対して効果があるものを記載している。

※取組主体の◎：主体として取組、○：連携・協力をする、△：協力体制を整える。なお、取組主体の地域には、所有者を含まない。

※実施期間の実線の矢印は単年度で恒常的に実施する事業、破線の矢印は期間を限って取り組む事業を示す。

⑤花開く庭園文化 — 「巷」の造形空間

この地域を勢力圏として活躍した武士として京極氏が挙げられる。戦国時代に京極氏が本拠地とした国指定史跡京極氏館跡内には、一乗谷朝倉氏館庭園群と同様の武家庭園が残っている。山の斜面と周囲の起伏を眺望に取り入れ、時代の最先端にあった京都の文化がここに息づいていた。

その京極氏の菩提寺が、清瀧寺徳源院である。清瀧寺は、京極家の初代氏信が創建したと伝わり、のちに丸亀藩の2代藩主であった高豊が荒廃した清瀧寺を再興し、歴代京極家の墓所とした。それが国指定史跡清瀧寺京極家墓所であり、書院から眺めることができる県指定名勝の庭園は江戸初期の典型的な作風である。

国指定名勝青岸寺の庭園は、太尾山の山麓を利用した回遊式枯山水庭園である。

福田寺には、小谷城から書院（県指定有形文化財福田寺御殿）が移築された伝承があり、国指定名勝である室町時代末期の枯山水庭園を眺めることができる。

時代の流行を取り入れて造られた庭園は、当地が日本の要衝の一つであったことを物語っている。風土と調和し、生き続けてきた庭園群は、「巷」で発達した文化である。

表 9-9 「花開く庭園文化—「巷」の造形空間」構成文化財

No.	名称	文化財種別		指定等	所在地
1	清瀧寺京極家墓所	記念物	史跡	国指定	清瀧
2	徳源院庭園	記念物	名勝	県指定	清瀧
3	徳源院三重塔	有形文化財	建造物	県指定	清瀧
4	木造聖観世音菩薩立像	有形文化財	彫刻	市指定	清瀧
5	木造如意輪観世音菩薩坐像	有形文化財	彫刻	市指定	清瀧
6	大般若経	有形文化財	書跡	市指定	清瀧
7	葛川護法尊像他	有形文化財	絵画		清瀧
8	道誉桜	記念物	天然記念物	市指定	清瀧
9	旧田中家新座敷棟	有形文化財	建造物	市指定	長岡
10	京極氏遺跡—京極氏城館跡・弥高寺跡	記念物	史跡	国指定	上平寺・弥高・藤川
11	上平寺城絵図	有形文化財	絵画	市指定	柏原
12	青岸寺庭園	記念物	名勝	国指定	米原
13	木造聖観世音菩薩坐像	有形文化財	彫刻	市指定	米原
14	木造十一面観世音菩薩立像	有形文化財	彫刻	市指定	米原
15	福田寺庭園	記念物	名勝	国指定	長沢
16	福田寺御殿	有形文化財	建造物	県指定	長沢
17	奴振	民俗文化財	無形民俗文化財	県選択	長沢
18	来照寺庭園	記念物	名勝	県指定	高溝
19	清瀧大松明	民俗文化財	無形民俗文化財	市指定	清瀧
20	総寧寺庭園	記念物	名勝地		寺倉
21	弥高寺跡庭園状遺構	記念物	名勝地		弥高

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

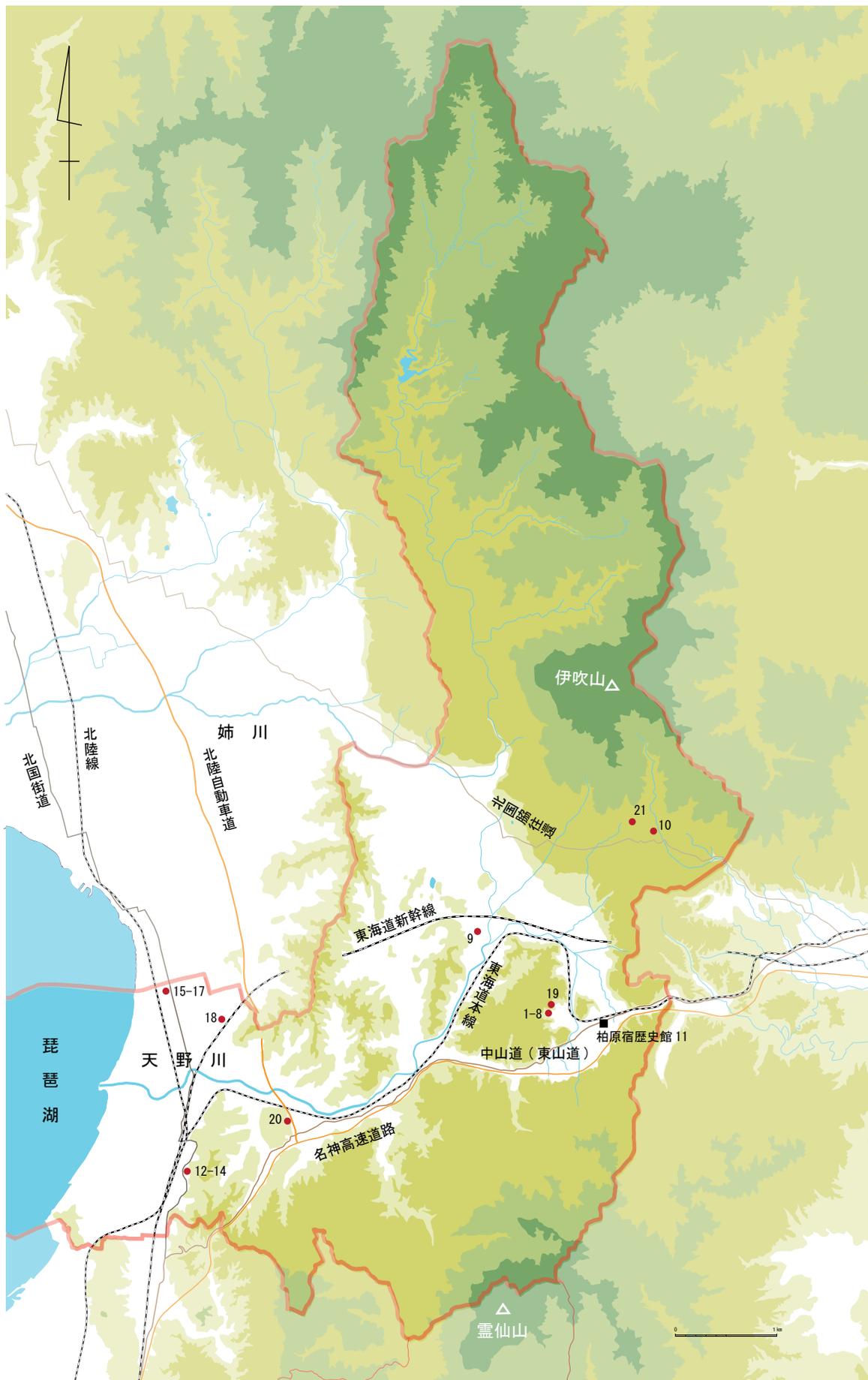


図 9-7 「花開く庭園文化」の主な構成文化財



◆徳源院庭園（清滝）



◆福田寺庭園（長沢）



◆清滝大松明（清滝）



◆来照寺庭園（高溝）



◆道誉桜と徳源院三重塔（清滝）



◆弥高寺庭園状遺構（弥高）



◆青岸寺ライトアップイベント（米原）



◆奴振（長沢）

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

【課題】

国指定史跡清滝寺京極家墓所のほか、県指定名勝庭園や県指定有形文化財三重塔等、京極家にゆかりの文化財を多く所有する徳源院については、修理の体制や所有者の高齢化等から今後の継承が難しい状況にあり、現状を維持していくことができなくなりつつある。

国指定名勝庭園が所在する福田寺についても、本堂や庫裏、楼門、経蔵等の建造物の劣化が目立っているが、修理修繕の計画が未整備である。また、数多くの古文書や経典類を所有しているが詳細調査が更に必要である。

また、青岸寺においても、鐘楼が傾くなど修理が必要な建造物があるほか、盛んに行われているイベントに対応できる便益施設が不足している。

【方針】

各文化財について詳細調査や保存と活用に向けた取組を推進していくことができるように計画の作成を推進していく。また、青岸寺を始めとして積極的に文化財の公開活用を進めている施設において便益施設の整備を行う。

上記の課題解決に向けた方針に基づき、次の措置を進める。なお、財源については、市の単費、県の補助金、国の補助金（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、民間資金、その他を活用していく。

表 9-10 重点的に取り組む措置

No.	課題	方針	関連方針	措置	内容	新規・継続	取組主体			実施期間					関連団体等	関係課	財源	
							地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10				R11-15
52	2	C	B	名勝福田寺の保存活用計画の策定事業【No.9と連携】	名勝福田寺庭園、県指定福田寺御殿の保存活用計画の策定を推進する。	新規	○	○	○									国補助金 県補助金 市単費
53	2	B		史跡清滝寺京極家墓所の保存修理事業	「保存活用計画」に基づいて史跡清滝寺京極家墓所の保存修理を実施する。	新規	△	◎	○									国補助金 市単費 民間資金
54	2	C	B	県名勝徳源院庭園の保存活用計画の策定事業【No.9・53と連携】	県名勝徳源院庭園、県指定徳源院三重塔の保存活用計画の策定を推進する。	新規	◎	○	○									県補助金 市単費 民間資金
55	2	B		福田寺所蔵文化財詳細調査事業【No.3と連携】	古文書、経典、絵画等の詳細調査を実施する。	継続	○	◎	◎									国補助金 市単費
56	2	B		福田寺建造物群詳細調査事業【No.9と連携】	本堂、庫裏、経蔵、楼門の詳細調査を実施する。	継続	○	◎	◎									国補助金 市単費
57	6	G	F	米原宿周辺環境整備事業	便益施設の整備を行うことで文化財の訪問を促進する。	新規	◎	◎	◎									国補助金 市単費 民間資金
58	6	G	F	文化財活用事業	文化財を活用したイベントの開催や支援を通じて米原の魅力を発信する。	継続	◎	◎	◎							びわ湖の素 DMO	シティセールス課	国補助金 市単費

※課題・方針は第6章・第7章・第8章の課題・方針を示す。なお、関連方針は副次的に他の方針に対して効果があるものを記載している。

※取組主体の◎：主体として取組、○：連携・協力をする、△：協力体制を整える。なお、取組主体の地域には、所有者を含まない。

※実施期間の実線の矢印は単年度で恒常的に実施する事業、破線の矢印は期間を限って取り組む事業を示す。

## 第10章 文化財の防災・防犯

本章で扱う防災・防犯については、第5章で掲げた文化財の保存と活用に関する将来像を具現化するための方向性1～3を進めていくための前提となる。文化財を次世代へつないでいく、残して活用していくために必須の取組である。

## 1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

## (1) 風水害・土砂災害・雪害

## ①風水害

**【現状】** 本市の主な河川は、市東部および北部の山地から流下して、一級河川姉川および天野川に合流し琵琶湖に注いでいる。過去に台風や集中豪雨による水害が発生していることから、大雨が降った場合、堤防の決壊、内水の氾濫等の浸水被害の発生する危険性がある。このため、水防法（昭和24年（1949年）法律第193号）に基づき、『米原市地域防災計画』で水害の発生する危険のある区域が想定されている。具体的には、姉川、天野川および琵琶湖の浸水想定区域に指定された区域、過去に浸水被害が発生した区域、市内の中小河川や農業用水路等で豪雨などにより氾濫するおそれのある場所である。

風水害への事前対策の一つとして河川の治水対策が挙げられる。特に、天野川本流と弥高川が合流する長岡地区では、大雨時の水位の上昇や氾濫の危険性があるため、浚渫工事や遊水地整備などが計画されている。ただし、当該地域は国指定特別天然記念物「長岡のゲンジボタルおよびその発生地」の指定範囲に含まれることから、地域住民の安全確保とゲンジボタルの保全を図るよう、専門家等の意見を踏まえ、指導・協議を行っている。

過去には、台風発生時に天然記念物に指定された樹木が折れたり（市指定公孫樹（長岡））、県指定建造物の葺屋根が吹き飛ばされる（県指定松井家住宅）等の被害が発生している。平成30年（2018年）6月に発生した竜巻の被害は、本市朝日地区の南北約3.7kmにおよび、人的被害や家屋被害をもたらした。このような、予測不能な自然災害も起こっている。

**【課題】** 『米原市地域防災計画』では防災ハザード情報として、洪水浸水想定区域が設定されている。しかし、その区域内に所在する文化財への被害が危惧されるが、浸水被害時



◆台風による被害（松井家住宅 / 上野）



◆雪による倒壊前の本堂（松尾寺 / 上丹生）



◆米原市防災ハザードマップ（息長学区）

の文化財の避難場所の設定ができていない。

## ②土砂災害

**【現状】** 本市は、市域の大部分を山地が占めており、山地を流下する河川沿いの平坦地に集落や市街地が形成されている。このため、大雨が降った場合には、土石流、がけ崩れ等の土砂災害の発生する確率が高く、過去において台風や集中豪雨による土砂災害が発生している。市の土砂災害危険箇所のうち441箇所（急傾斜地280箇所、土石流160箇所、地すべり1箇所）が土砂災害警戒区域に指定されており、「米原市地域防災計画」においても土砂災害警戒区域および土砂災害危険箇所を土砂災害の発生する懸念がある区域として想定している。

**【課題】** 『米原市地域防災計画』の土砂災害警戒区域に所在する文化財があり、被害の発生が想定されているが、その対処方法等の周知が十分ではない。

## ③雪害

**【現状】** 本市は冬季は若狭湾方面からの北西の季節風のため、降雪が多い傾向にある（図10-1）。過去に人命、家屋等へ被害が発生した雪害記録として、昭和52年（1977年）、昭和56年（1981年）の豪雪が挙げられる。このうち、昭和56年の豪雪では県指定史跡松尾寺跡にあった松尾寺の旧本堂が倒壊している。近年では温暖化の影響もあり大規模な積雪は減少しているが、令和3年（2021年）から令和4年（2022年）にかけての積雪では、

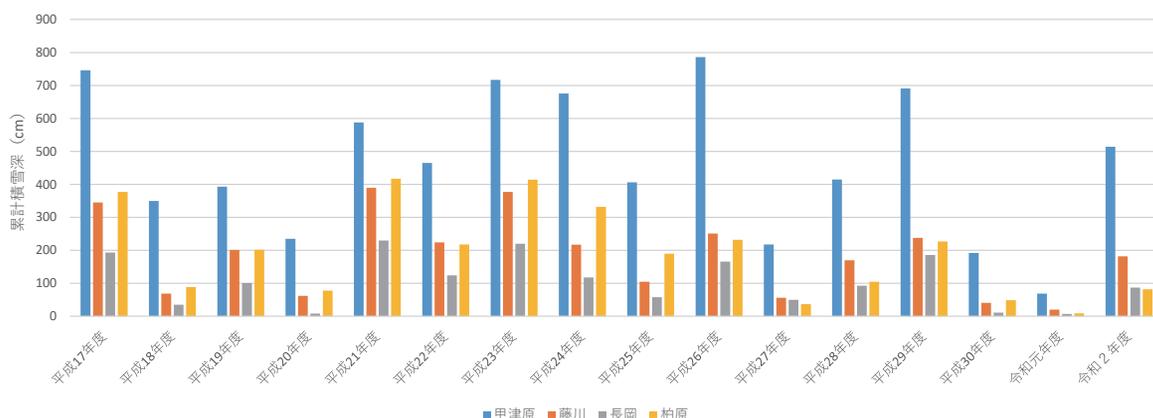


図 10-1 『令和3年度雪寒対策除雪計画書』(米原市まち整備課) から引用・作成

重要文化的景観の重要な構成要素が損傷を受ける被害が発生している。

**【課題】** 伊吹・山東地域を中心に積雪が多い傾向があり、近年は数年に1度の割合で大量の積雪が見られる。その際に建造物や屋外に置かれた石造物を中心に、破損や倒壊の被害が発生する懸念がある。特に姉川上流域の東草野地域では、4集落が重要文化的景観の選定区域にあるが、人口減少と高齢化の進行による積雪時の除雪が困難となっており、文化財の保存や防災の側面から対策が必要である。

## (2) 地震

**【現状】** 本市の北側には柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯が、南側に鈴鹿西麓断層帯、琵琶湖の対岸湖西地域に琵琶湖西岸断層帯が存在している(表10-1)。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の防災対策推進地域に指定されている。

これらの地震が発生した場合、木造建造物の被害、地震火災、地盤の液状化の危険性が考えられる。市域の液状化リスクとして、琵琶湖沿岸および山東山地のうち横山の東山麓の一部が高リスクの区域となっている。

**【課題】** 地震発生時において、建造物の倒壊や地震火災、地盤の液状化のほか、急傾斜地の崩壊や土石流の発生等、複合的な災害が発生する可能性がある。

指定等の建造物を中心とした文化財の耐震化、地震発生後の美術工芸品等の文化財を安全に収蔵できる施設の整備が必要である。

表 10-1 想定される主な地震(米原市地域防災計画より)

地震名	地震の規模 (マグニチュード)	想定される最大震度	30年以内の地震発生確率
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	7.8	7	ほぼ0%
南海トラフ巨大地震	9	6強(陸側のケース)	70~80%
鈴鹿西縁断層帯地震	7.6	6強	0.08~0.2%

(3) 火災

【現状】 本市の火災発生件数について過去10年間を見ると、おおむね年平均17件程度で推移しており、建物の焼損面積は年平均551㎡程度となっている（図10-2）。

防火活動として、毎年1月の文化財防火デーの前後に指定等文化財建造物を対象として、消防署・消防団・市防災危機管理課・文化財所有者を含む地域との連携のもと、文化財防火訓練を実施している。また、併せて消防署と連携した文化財防火査察を実施し、防火意識の向上へ向けた取組を行っている。

【課題】 文化財の防火活動は、国宝重要文化財を有する寺院を中心に行っているものの、人口減少や高齢化等の進行により所有者を含む地域の監視が行き届きにくくなっており、火災発生時の迅速な措置が困難になりつつある。また、美術工芸品等のほかの種類の文化財所有者に対する防火啓発活動が必要である。



◆防火訓練（徳源院 / 清滝）

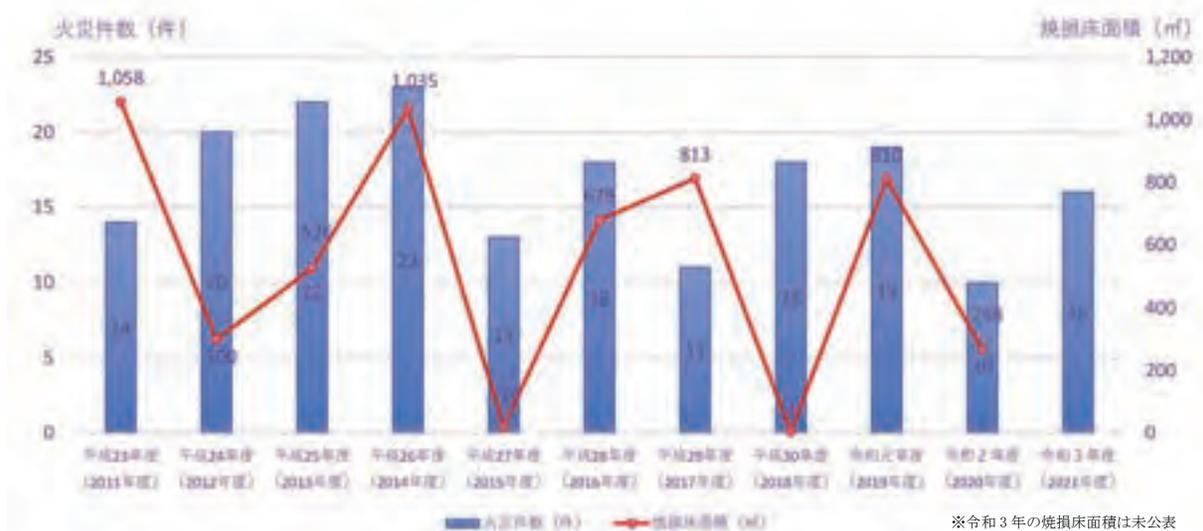


図10-2 火災件数と焼損面積（湖北地域消防本部『消防年報』より）

(4) 盗難・毀損

【現状】 本市で過去に発生した盗難事例として、平成28年（2016年）に無住のお堂に安置されていた仏像3体（未指定の美術工芸品）が盗難被害を受け、現在も行方不明となっている。

また、文化財の価値を損なう行為として、平成30年（2018年）に国指定史跡京極氏遺跡を構成する京極氏庭園（上平寺）が、掘削される<sup>らんくつ</sup>濫掘行為があった。

【課題】 文化財を所有する寺社等の無住化、人口減少や高齢化等の進行による所有者を含

む地域による日常の防犯が行き届きにくくなっており、文化財の盗難や腐朽、毀損の発生や、発生そのものに気づきにくい状況になってきている。また、地域内に存在する文化財についての情報共有や周知が進んでおらず、所有者含む地域内の連携、文化財の防犯体制の整備、強化が必要である。

## 2. 文化財の防災・防犯に関する方針

米原市地域防災計画では、災害発生時に被害を最小化する「減災」や災害予防の措置が、そして、滋賀県文化財保存活用大綱には、平時の災害や文化財に対する犯罪への減災対策、予防対策およびそれぞれの発生時の対応がまとめられている。

また、建造物の耐震化については、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」(平成8年(1996年)1月、文化庁)および「伝統的建造物群の耐震対策の手引」(令和2年(2020年)1月、文化庁)に、防火対策については、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」(令和2年(2020年)12月改訂、文化庁)および「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」(いずれも令和元年(2019年)12月、文化庁)等に対策が示されている。

これらのほか、寺社や城跡等を見学する来訪者の安全を確保するための対策について検討を進める。

上記の措置や指針を踏まえながら、文化財の防災・防犯に関する課題を解決するため、以下の方針による防災・防犯の仕組みづくりを進める。

- ①「減災」や災害時を想定した対策を積極的に講じる。
- ②地域・行政が情報を共有し、地域の自主防災活動と連携した文化財の防災・防犯の取組の推進を図る。
- ③文化財の防災・防犯に向けた啓発や情報発信を進める。

## 3. 文化財の防災・防犯に関する措置

上記の方針に基づいて実施する事業は次の表のとおりである。なお、財源については、市の単費、県の補助金、国の補助金(文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等)、民間資金、その他を活用していく。

表 10-2 文化財の防災・防犯に関して取り組む措置

No.	方針	措置	内容	重点措置	新規・継続	取組主体			実施期間						関連団体等	関係課	財源
						地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10	R11~15			
59	①	文化財データベースの作成事業	市内に所在する文化財について種別・個数・保存環境等の必要情報をデジタル管理するためのデータベースを作成し、災害時に活用する。	○	新規	○	◎	◎	■	■	■	■	▶			国補助金 市単費	
60	①	文化財収蔵施設整備事業【再掲】	市内の文化財を収蔵できる施設を整備する。【No.11と連携】	○	新規		◎				■	■	■	■	▶	財政契約課	国補助金 県補助金 市単費

No.	方針	措置	内容	重点措置	新規・継続	取組主体			実施期間						関連団体等	関係課	財源
						地域	所有者	行政	R6	R7	R8	R9	R10	R11~15			
61	①	文化財防災設備維持管理支援事業	指定等文化財（建造物）について自動火災報知機の設置および定期的な点検を実施するための経費支援を行う。		継続		○	◎									国補助金 市単費
62	①	文化財ハザードマップ等整備事業	防災ハザードマップに基づいて、市内に所在する文化財の位置情報をまとめた文化財用のハザードマップおよび類型ごとの対応マニュアルを作成・周知する。また、文化財の来訪者の安全対策についても併せて周知する。		新規	△	○	◎									市単費
63	②	防災訓練等の実施	市内の指定等文化財の所在地において消防署や市防災担当部局と連携して防災訓練や査察を実施する。	○	継続	○	○	◎							消防署	防災危機管理課	市単費
64	③	文化財の防災・防犯の意識向上事業	市内の文化財所有者に対して、防災・防犯に関する意識の向上を図る広報・周知活動を行う。	○	新規		○	◎									国補助金 市単費

※取組主体の◎：主体として取組、○：連携・協力をする、△：協力体制を整える。なお、取組主体の地域には、所有者を含まない。  
 ※実施期間の実線の矢印は単年度で恒常的に実施する事業、破線の矢印は期間を限って取り組む事業を示す。

#### 4. 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

本市に所在する文化財について、自然災害や火災、盗難・毀損等の災害発生時における対応および被害状況確認等の連絡体制は次のとおりである（図 10-3）。

文化財は、一度滅失すれば再生は困難であり、その損失を未然に防ぐ対策が必要となる。また、災害発生時における迅速な対応もより重要であることから、災害・被害発生時等のみならず、平時から、合同での訓練の定期実施等を通じて、これら関係機関等との連携の構築および強化を図り、防災・防犯対策を一層推進する。

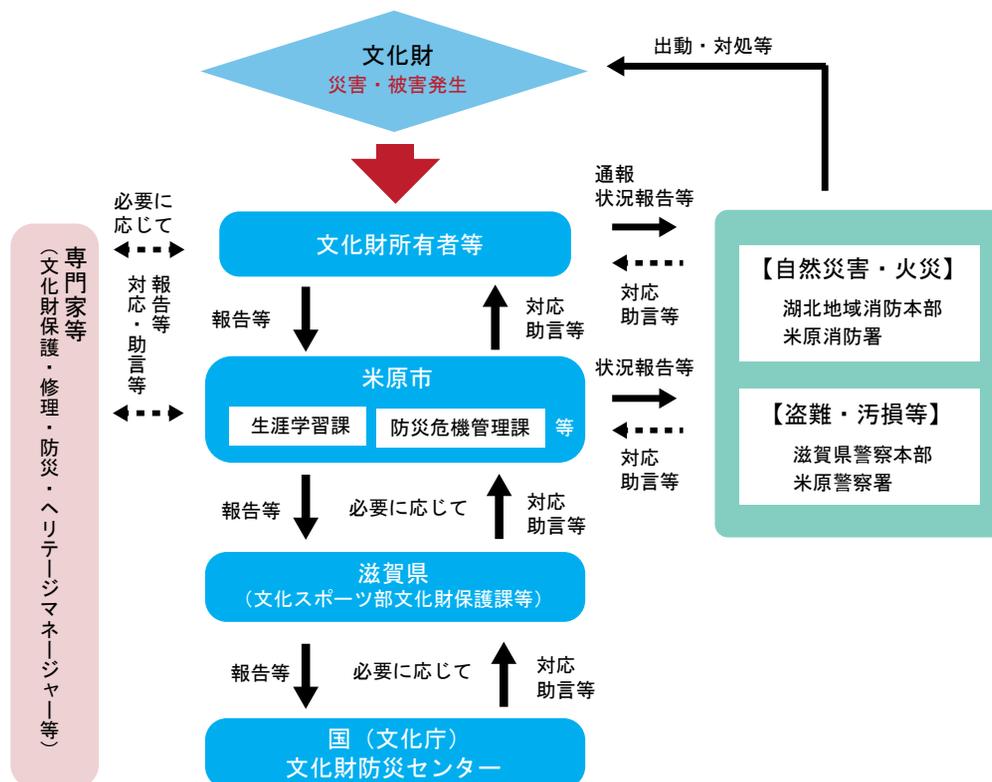


図 10-3 災害等被害発生時における連絡体制

# 第11章 文化財の保存と活用の推進体制

## 1. 文化財の保存と活用の推進体制

第5章で掲げた将来像の実現に向け、序章第4項であげる本計画の進捗管理評価を推進し、その効果の検証や各主体の連携、調整等を図る場として、(仮称)「米原市文化財保存活用地域計画推進協議会」(以下、協議会)を設置する。本計画の推進に当たっては、文化財所管課である生涯学習課が文化財の保存と活用に関して、文化財所有者を含む地域等との相談の窓口、庁内における文化財の保存と活用の中核組織となる。なお、協議会の事務局は、所管課が担当する。また、庁内の連絡体制、文化財所有者、市民団体、専門家、文化庁、滋賀県等との協力体制を構築しながら、協議会を開催し、計画の円滑な実現を図る(図11-1)。併せて庁内の連絡体制については、(仮称)「庁内における文化財保存活用の推進会議」を設置して、歴史文化に関する事案を関連部署と情報共有・意志統一を図る。

協議会における行政(米原市および関係機関等)や地域、市民団体、所有者、民間事業者、専門家等の関係は次の図11-1・表11-1のように整理できる。また、協議会に参画する人・団体・組織を通じて本市に興味を持つ市内外の人に対して情報発信を行い、協力・連携を図っていく。

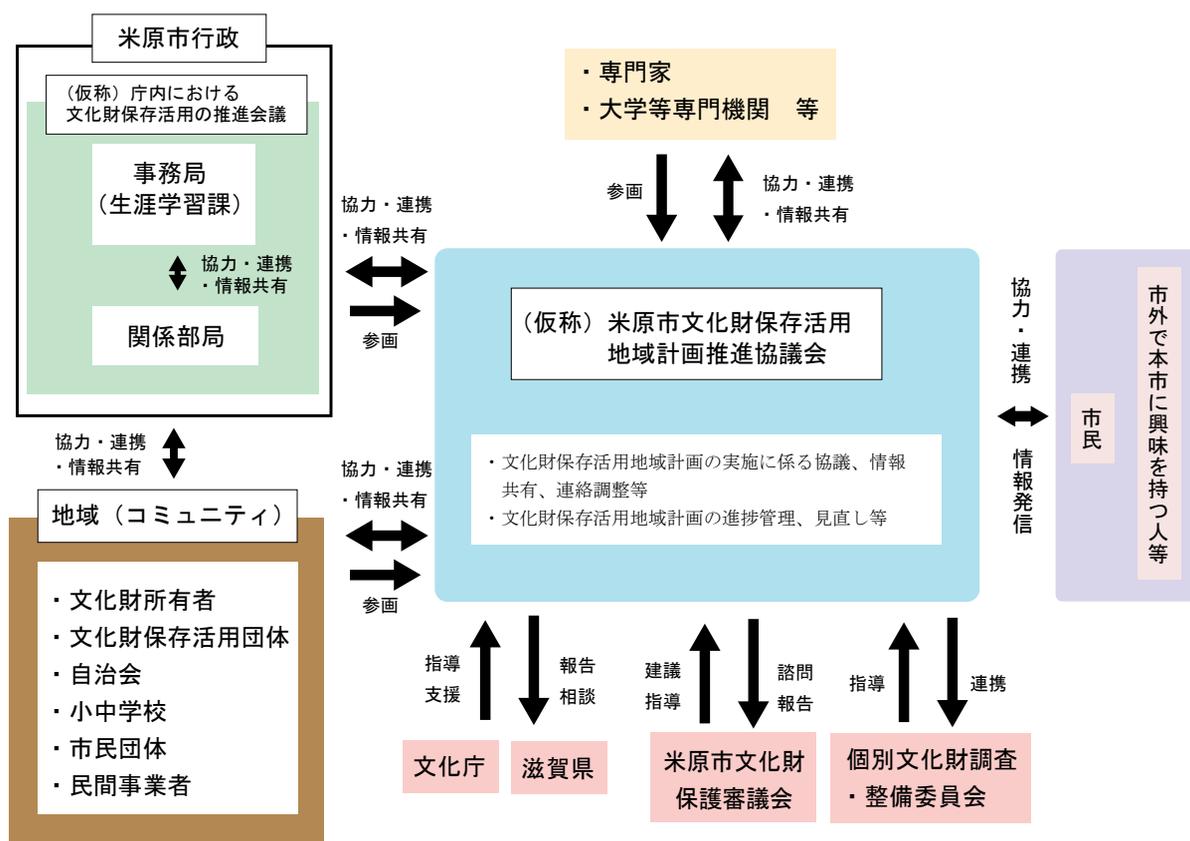


図11-1 推進体制のイメージ

第 11 章 文化財の保存と活用の推進体制

表 11-1 推進体制

◆文化財保存活用地域計画推進協議会	
(仮称) 米原市文化財保存活用地域計画推進協議会 ・文化財保存活用計画の実施に係る協議、情報共有、連絡調整、そのほか必要な事業の推進等 ・文化財保存活用計画の進捗管理および評価、計画の見直し等	
◆米原市行政	
文化財所管部局 (事務局)	<b>【教育委員会】</b> ○生涯学習課 歴史文化財担当 行政職：1人 文化財保護専門職：5人 (埋蔵文化財：3人、古文書：1人、美術工芸品：1人) ・主な業務内容：文化財の調査・研究・保存、各種普及啓発事業の開催 等 ・所管施設：柏原宿歴史館、伊吹山文化資料館、醒井宿資料館 等
主な関係部局	<b>【政策推進部】</b> ○防災危機管理課 ・主な業務内容：危機管理・総合調整、消防、防災、交通安全、防犯 ○政策推進課 ・主な業務内容：総合計画、重要事項の調整および立案、広域行政、行財政改革、地方創生総合戦略 ○広報秘書課 ・主な業務内容：広報広聴、CATV行政放送、ウェブサイト  <b>【総務部】</b> ○総務課 ・主な業務内容：人事、人材育成 ○財政契約課 ・主な業務内容：予算、決算、公共施設再配置、公の施設の公民連携推進統括  <b>【市民部】</b> ○自治環境課 ・主な業務内容：自治会活動の推進、自治会総括、協働のまちづくり推進、水源の里振興、地域公共交通、環境保全、自然保護 ○地域振興課 ・主な業務内容：自治会との連絡調整、地域振興、伊吹山活性化プラン  <b>【まち整備部】</b> ○シティセールス課 ・主な業務内容：シティセールス、空家対策、移住定住、観光振興 ○農政商工課 ・主な業務内容：商工、特産品、農政、農村整備、農業振興 ○都市計画課 ・主な業務内容：都市計画、市街地整備、景観形成、耐震診断  <b>【教育委員会】</b> ○教育総務課 ・主な業務内容：教育委員会、人事、庶務 ○学校教育課 ・主な業務内容：学校経営管理、学校教育の指導助言、コミュニティ・スクールの推進 ○生涯学習課 (生涯学習担当) ・主な業務内容：社会教育、生涯学習、文化振興 ・所管施設：米原市民交流プラザ、学びあいステーション ○生涯学習課 (図書館担当) ・主な業務内容：図書・雑誌・新聞等の貸出、調査、収集、整理、保存 ・近江はにわ館における展示 ・所管施設：山東図書館、近江図書館、近江はにわ館  ※主な業務内容および所管施設は、主に文化財の保存・活用にかかる事項を記載 ※令和5年(2023年)4月現在

◆地域の中心
自治会 ・自治会：108 自治会（R4.4.1 現在） 各種自治会活動を通じ、地域の課題解決につながる地域ぐるみのまちづくりに取り組む。 学校（小学校・中学校）、コミュニティ・スクール

◆市民団体等（順不同 / 地域）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まいばら空き家対策研究会</li> <li>・まいばら歴史学びの会</li> <li>・霊仙三蔵 顕彰の会</li> <li>・中山道柏原宿やいと祭実行委員会</li> <li>・番場の歴史を知り明日を考える会</li> <li>・霊仙クリーンロードクラブ</li> <li>・NPO 法人 学びゅ〜人</li> <li>・伊吹の源流を考える会</li> <li>・大野木長寿村まちづくり会</li> <li>・観音寺山を愛する会</li> <li>・地蔵川とハリヨを守る会</li> <li>・高溝孫作会</li> <li>・長岡ボランティアグループ「たんぽぽ」</li> <li>・能登瀬奴保存会</li> <li>・西円寺花クラブ</li> <li>・米原市近江老人クラブ連合会</li> <li>・万燈祭保存会</li> <li>・霊仙クリーンロードクラブ</li> <li>・伊吹まちづくり委員会</li> <li>・河内区まちづくり委員会</li> <li>・すえクラブ</li> <li>・上平寺推進委員会</li> <li>・野瀬山の会</li> <li>・弥高さつま会</li> <li>・東草野まちづくり懇話会</li> <li>・伊吹山文化資料館友の会</li> <li>・大原観音寺創盛会</li> <li>・近江長岡駅周辺地域活性化懇話会</li> <li>・番場史跡顕彰会</li> <li>・近江オオムラサキを守る会</li> <li>・NPO 法人 カモンスポーツクラブ</li> <li>・みんなが楽しい伊吹山プロジェクト</li> <li>・かぶと山を守る会</li> <li>・金太郎まくわ生産組合</li> <li>・岩脇まちづくり委員会</li> <li>・竹林いやしの里づくりグループ</li> <li>・サン・ワークス</li> <li>・ニナプロジェクト・ホタルン</li> <li>・よつ葉フレンズ</li> <li>・ユウスゲと貴重植物を守り育てる会</li> <li>・世継まちづくり委員会</li> <li>・池下区史編纂委員会</li> <li>・松尾寺山登山道保存会</li> <li>・NPO 法人 FIELD</li> <li>・米原観光ボランティアガイド協会</li> <li>・NPO 法人 霊峰伊吹山の会</li> <li>・柏原学区史跡保存会</li> <li>・須川・遠藤喜右衛門直経顕彰会 等</li> </ul>

◆所有者等（地域）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・寺院、神社</li> <li>・自治会</li> <li>・団体（保存会等）</li> <li>・個人 等</li> </ul>

◆民間（地域）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・米原市商工会</li> <li>・一般社団法人びわ湖の素DMO</li> <li>・公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団（伊吹山文化資料館）</li> <li>・醒井区（醒井宿資料館）</li> <li>・（有）伊吹旬彩</li> <li>・公益社団法人米原市シルバー人材センター</li> <li>・上平寺御城下ゲストハウスうむ 等</li> </ul>

◆専門家
審議会・委員会等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○米原市文化財保護審議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項：文化財の保存および活用に関する重要事項等</li> </ul> </li> <li>○米原市文化的景観整備活用委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項：文化的景観の保存および整備に係る計画の策定。文化的景観の調査および研究等</li> </ul> </li> <li>○米原市景観審議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項：米原市景観条例に定められている琵琶湖景観形成特別地区、琵琶湖景観形成地域、沿道景観形成地域、東草野景観形成地域における現状変更等</li> </ul> </li> </ul>
◆大学等研究機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県立大学</li> <li>・ 京都市立芸術大学</li> <li>・ 立命館大学</li> <li>・ 滋賀大学 等</li> </ul>
◆関係機関、施設等（国、県、近隣市町）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化庁</li> <li>・ 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター</li> <li>・ 滋賀県</li> <li>・ 滋賀県立琵琶湖博物館</li> <li>・ 滋賀県立琵琶湖文化館</li> <li>・ 滋賀県立安土城考古博物館</li> <li>・ 公益財団法人滋賀県文化財保護協会</li> <li>・ 滋賀県立文化産業交流会館</li> <li>・ 湖北地域消防本部 米原消防署</li> <li>・ 滋賀県警 米原警察署</li> <li>・ 滋賀県ヘリテージマネージャー</li> <li>・ 彦根市文化財課</li> <li>・ 彦根城博物館</li> <li>・ 長浜市生涯学習課文化財保護室</li> <li>・ 長浜城歴史博物館</li> <li>・ 岐阜県文化伝承課</li> <li>・ 関ヶ原町地域振興課 等</li> </ul>

## 2. 文化財の保存と活用の連携体制

本計画で提示した文化財の保存と活用の将来像の実現に向けては、前項に示す各主体がそれぞれの役割を能動的に担うことが重要である。その上で「地域」を構成する各主体間の連携、協働が不可欠である。その一つとして、市内の文化財所有者や各地域で活動している文化財活用団体が集まり、様々な活動等の情報共有や意見交換を行うなど、連携・協働を図るための連絡・情報共有の場として（仮称）文化財保存活用団体懇談会、（仮称）文化財所有者等懇談会を設置、開催し、相互の連携強化を図る。

本市の文化財の保存と活用の取組の核は「地域」であり、地域内での連携体制のもと、行政や大学等の専門機関、文化財所有者、文化財保存活用団体等が一体となり、将来像「地域でつなぎ、地域でいかす、歴史文化とともにあるまち まいばら」に向けた取組を実践し、推進する。

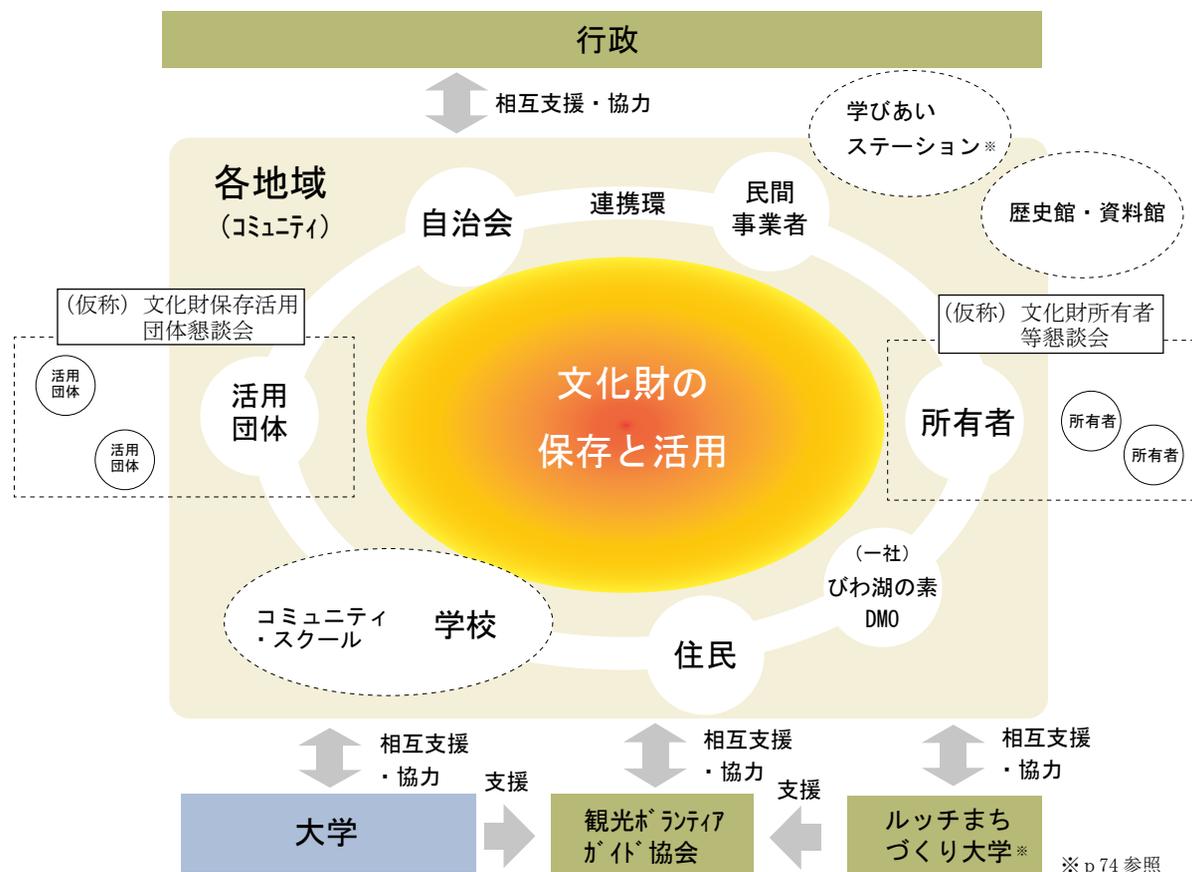


図 11-2 地域を核とした連携体制のイメージ

